小値賀町議会第一回定例会　（第二日目）

一、出席議員　十二名

| | |
|---|---|
| 一番 | 加山雅徳 |
| 二番 | 土川重佳 |
| 三番 | 小辻隆治郎 |
| 四番 | 浦英明 |
| 五番 | 末永一朗 |
| 六番 | 松永勇治 |
| 七番 | 岩坪義光 |
| 八番 | 伊藤忠之 |
| 九番 | 横山弘蔵 |
| 十番 | 立石隆教 |
| 十一番 | 黒崎政美 |
| 十二番 | 近藤一輝 |

二、欠席議員　　なし

三、地方自治法第百二十一条の規定により、説明のため、この会議に出席した者は、次のとおりである。

| | |
|---|---|
| 町長 | 山田憲道 |
| 助役 | 三浦清敏 |
| 収入役 | 神川清 |
| 教育長 | 巖充也 |
| 総務課長 | 大黒泰三 |
| 住民課長 | 谷良一 |
| 農林課長 | 中谷功 |
| 水産商工課長 | 筒井英敏 |
| 建設課長 | 中村敏章 |
| 税務課長 | 西村久之 |
| 診療所事務長 | 吉元勝信 |
| 空港管理事務所長 | 平野久之 |
| 教育次長 | 西浩三 |
| 農業委員会事務局長 | 福田等 |
| 保育所長 | 松永一誠 |

四、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

議会事務局長　升水裕司
議会事務局書記　松永清美

五、議事日程

別紙のとおりである。

# 議　事　日　程

小値賀町議会第一回定例会
平成十六年三月十一日（木曜日）　午前九時三十分　開　議

第　一　会議録署名議員指名（小辻隆治郎議員・浦　英明議員）
第　二　議案第五号　小値賀町職員旅費支給条例の一部を改正する条例案
第　三　議案第六号　小値賀町手数料徴収条例の一部を改正する条例案
第　四　議案第七号　小値賀町営特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例案
第　五　議案第八号　小値賀町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例案
第　六　議案第九号　小値賀町農業集落及び漁業集落排水処理施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例案
第　七　議案第十号　小値賀町下水道条例の一部を改正する条例案
第　八　議案第十一号　小値賀港新ターミナルビル条例案
第　九　議案第十二号　あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について
第　十　議案第十三号　あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について
第十一　議案第十四号　町道路線の廃止について
第十二　議案第十五号　町道路線の認定について
第十三　議案第十六号　長崎県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約について
第十四　議案第十七号　平成十五年度小値賀町一般会計補正予算（第五号）
第十五　議案第十八号　平成十五年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第二号）
第十六　議案第十九号　平成十五年度小値賀町老人保健事業特別会計補正予算（第二号）
第十七　議案第二十号　平成十五年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算（第二号）
第十八　議案第二十一号　平成十五年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第三号）

第十九　議案第二十二号　平成十五年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第三号）
第二十　議案第二十三号　平成十六年度小値賀町一般会計予算

追　加　議　事　日　程

第二十一　議案第三十二号　財産の取得について

**午前九時三十分開議**

**議長（近藤一輝）**　おはようございます。

ただいまの出席議員は、十二名です。

定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布したとおりであります。

**日程第一、会議録署名議員の指名を行います。**

本日の会議録署名議員は、会議規則第百十八条の規定によって、三番・小辻隆治郎議員、四番・浦　英明議員を指名します。

**日程第二、議案第五号、小値賀町職員旅費支給条例の一部を改正する条例案を議題とします。**

本案について提案理由の説明を求めます。

**総務課長（大黒泰三）**　議案第五号、小値賀町職員旅費支給条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

今回の旅費の改正内容につきましては、国内運賃の日当・宿泊料・食卓料の見直しを行なうものでありまして、現在、支給しております日当・食卓料を等級に関係なく一律千五百円に、同じく宿泊料につきましても県内七千円に、県外八千四百円に改正するものでございます。

「国内運賃別表一」を改めることにより、鉄道賃第九条第一項中に別表一を加えております。

また、鉄道賃の実費によることで、九条第二項第一号中「三百キロメートル」を「三十キロメートル」に改め、二項第二号中「百キロメートル」を「三十キロメートル」に改めております。

さらに、船賃の第十条中に別表一を加えております。

これで説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

**議長（近藤一輝）**　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
**十番（立石隆教）**　議　　長（笑い声あり）
**議長（近藤一輝）**　立石議員
**十番（立石隆教）**　財政厳しき折、各職員の皆さん、町長はじめ、かなりの必死の思いが伝わる提案だと思います。
こういうような格好は議会といたしましても評価したいと、いうふうに思っておるところであります。ただしですね、これから我々は色んなことを改革して行かなければなりません。
で、そこでですね、この「別表一」の書き方でありますけれども、先ほど提案理由の中に、「等級に関わらず一律にこういうふうにやるんだ」っていう話がありました。であれば、別表をこういうふうに分けて書くっていうことが必要があるのかなと…、前は等級によって違ってたわけですから、こういう書き方は必要であった、今回においては、そういうことをしないって言うなら別表も見直すということも視野において良かったんではないか、それが私は全体な改革のひとつの姿勢であろうと、いうふうに思うんですが…、
私の考えはそう思います。
がしかしですね、将来また等級によって変えるかも知れないので、これはこのまま残した方が良いと考えたのであれば、残してた方が良いと、この書き方ですね、とういうに思ったんです。
どちらの考えでしょうか。
**議長（近藤一輝）**　町　　長
**町長（山田憲道）**　申し訳ございません。
そこまで深く考えていなかったというのが正直な気持ちでございますけれども、今のところ、このままでですね、行きたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。
**議長（近藤一輝）**　立石議員
**十番（立石隆教）**　それでは確認をしておきますが、ただ一時的に一律にするという考えではなくて、やっぱり町長は今の

ところ、後で等級によって変えるということを、後で改正するかも知れないというようなことではなくて、現在の考え方は、これで自分の、町長の在職中はこういう考え方で行きたいということですね、それだけは確認しておきます。

**議長（近藤一輝）**　町　　長

**町長（山田憲道）**　金額は今のところ、この金額でいきたいと思いますし、今後もそういう考えは変わっておりません。

**議長（近藤一輝）**　ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）**　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）**　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第五号、小値賀町職員旅費支給条例の一部を改正する条例案を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）**　異議なしと認めます。

したがって、議案第五号、小値賀町職員旅費支給条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

**日程第三、議案第六号、小値賀町手数料徴収条例の一部を改正する条例案を議題とします。**

本案について提案理由の説明を求めます。

**農林課長（中谷　功）**　議案第六号、小値賀町手数料徴収条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

平成十四年度に県から権限移譲されました、計画流通米の販売小売業登録申請につきましては、現行の業者登録制度が廃止され、業者届出制度に法改正がなされたことに伴い、登録申請手数料及び変更登録申請手数料を廃項いたすものでございます。

なお、経過措置といたしまして平成十六年四月一日現在、現行食料法に基づく登録小売業者については、同日から届出事業者とみなされますので、改めて届出手続きをする必要はありません。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

**議長（近藤一輝）**　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）**　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）**　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第六号、小値賀町手数料徴収条例の一部を改正する条例案を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）**　異議なしと認めます。

したがって、議案第六号、小値賀町手数料徴収条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

**日程第四、議案第七号、小値賀町営特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例案を議題とします。**

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長

**建設課長（中村敏章）**　議案第七号、小値賀町営特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例案の提案理由のご説明をさせていただきます。

第十二条の改定でございますが、十二条中「別表第一に定めるとおりとする。」を、「町長が定める。」に改め、別表第一中「面積」及び「家賃の月額」の欄を削除するものでございます。

今回の改定は、改定前の家賃が、「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則」第二十条で定める限度額家賃との均衡のための改定でございますが、入居者負担金の増額になるものではございません。

以上、提案理由のご説明をいたしました。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

**議長（近藤一輝）**　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）**　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）**　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第七号、小値賀町営特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例案を採決します。

おはかりします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
**議長（近藤一輝）**　異議なしと認めます。
したがって、議案第七号、小値賀町営特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

**日程第五、議案第八号、小値賀町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例案を議題とします。**
本案について提案理由の説明を求めます。
建設課長
**建設課長（中村敏章）**　議案第八号、小値賀町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例案の提案理由のご説明をさせていただきます。
今回の条例の改正は、税法の改正により、価格に消費税額を加えた、総額表示方式に移行するものでございます。
第二十三条中「合計額に、百分の百五を乗じて得た額とする」を「合計額とする」に改め、別表一の料金に消費税額を加算した料金に改めております。
以上、提案理由のご説明をいたしました。
よろしくご審議のほど、お願いいたします。
**議長（近藤一輝）**　これで提案理由の説明を終わります。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
土川議員
**二番（土川重佳）**　水道料金の値上げということで、少しいろいろちょいと…、消費税ば入れちょっとですかね、
税法で消費税の乗じた額とありますが、今現在、小値賀町は下水道の真っ只中で未だに苦しいのに、本管と宅内の接続も各部落半分位ちゅうとこですかね…、
また、こうして少し料金の加算ちゅうことを聞きますと、町民が何ち言うかね、そういうふうになりますと、家庭内の引っ込みも懸念されるのではないのでしょうかねっち、私思うとですけど…、

**議長（近藤一輝）**　建設課長

**建設課長（中村敏章）**　お答えいたします。

今回の改定はですね、今までの単価を消費税を加えたですね、総額表示です。

ですから、これは決して水道料金の値上げに繋がるものではありません。逆にですね、端数整理がございますので、端数整理を考えたら、安くなる方向にあります。

つまりですね、税法の改正によりまして、今まで商店街で百円で買ったものが百五円になりました、それがですね、今回は百五円で消費税が付かないわけです。単価そのものに消費税が付きますので、そういう方式に今回、税法が改正になりました。

ですから、元々いただいていた消費税額を、単価そのものに入れてるわけでございますので、これは水道料金の値上げに繋がるものではありません。

**議長（近藤一輝）**　ほかに質疑はありませんか。

**二番（土川重佳）**　どうも…、ちょっと私も勘違いしておりましたので、そういうことなら納得します。

土川議員

**議長（近藤一輝）**　ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）**　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）**　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第八号、小値賀町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例案を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
**議長（近藤一輝）**　異議なしと認めます。
したがって、議案第八号、小値賀町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

**日程第六、議案第九号、小値賀町農業集落及び漁業集落排水処理施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。**

本案について提案理由の説明を求めます。　建設課長
**建設課長（中村敏章）**　議案第九号、小値賀町農業集落及び漁業集落排水処理施設の設置に関する条例の一部を改正する条例案の提案理由のご説明をさせていただきます。
今回の条例の改正は、税法の改正により、価格に消費税額を加えた、総額表示方式に移行するものでございます。
第十七条第一項中「合計額に、百分の百五を乗じて得た額とする」を「合計額とする」に改め、別表第二の料金に消費税額を加算した料金に改めております。
以上、提案理由のご説明をいたしました。
よろしくご審議のほど、お願いいたします。
**議長（近藤一輝）**　これで提案理由の説明を終わります。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。　立石議員
**十番（立石隆教）**　他の場合とも関連をすることでございますけれども、税法の改正によって一見住民は少し高くなったんじゃないかと、こういうふうに錯覚をしてはならないので、説明って言いますかね、そういうものは必要であるとはお思いなってませんか…、「こういうことで上がってるんだよ、実は料金を上げてるわけではありません」と、いうようなことは必要ではないのかなあと…、
更に消費税がこれから上がってもですね、自動的に金額が上がることになるわけですね、そしたらその都度「また上がっ

たんじゃないか」っていうふうにですね、思われたりするんじゃないかなと、いう心配があります。
そういうことで、色々と住民の皆さんの不安を煽るちゅうこともいけないのじゃないかと思ったりするもんですから、そうした説明はお考えになってませんか。

**議長（近藤一輝）**　町　　長

**町長（山田憲道）**　お答えいたします。
こういう今の水道、下水道、いろいろありますけれども、料金の値上げにはならないわけですが、誤解を招くようなことがございますれば、一応説明をですね、する機会をつくって行いたいと思っております。

**議長（近藤一輝）**　ほかに質疑はありませんか。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）**　質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。
（「討論なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）**　討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから、議案第九号、小値賀町農業集落及び漁業集落排水処理施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。
おはかりします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）**　異議なしと認めます。
したがって、議案第九号、小値賀町農業集落及び漁業集落排水処理施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例案は、

原案のとおり可決されました。

**日程第七、議案第十号、小値賀町下水道条例の一部を改正する条例案を議題とします。**

本案について提案理由の説明を求めます。　建設課長

**建設課長（中村敏章）**　議案第十号、小値賀町下水道条例の一部を改正する条例案の提案理由のご説明をさせていただきます。

平成十六年四月一日より、笛吹地区の特定環境公共下水道が供用開始される運びとなり、今回、条例の一部を改正するものでございます。

第二条を第二条の二とし、第二条に、終末処理場の名称及び位置を追加するものでございます。

第十六条は、使用料の算定方法でございますが、公共下水道についても、農集、漁集と同一の使用料の算定方法となりますので、農業集落及び漁業集落排水施設の設置等に関する条例の使用料算定方法を適用する、というものでございます。

以上、提案理由のご説明をいたしました。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

**議長（近藤一輝）**　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）**　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）**　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第十号、小値賀町下水道条例の一部を改正する条例案を採決します。
おはかりします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
**議長（近藤一輝）**　異議なしと認めます。
したがって、議案第十号、小値賀町下水道条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

**日程第八、議案第十一号、小値賀港新ターミナルビル条例案を議題とします。**
本案について提案理由の説明を求めます。
**総務課長（大黒泰三）**　議案第十一号、小値賀港新ターミナルビル条例案についてご説明いたします。
フェリーの大型化に伴い、県営事業として第九次漁港整備計画により、整備されている小値賀漁港の新埋立地に、国・県の補助を受け、平成十五年度事業として新ターミナルビルを建設いたしており、三月末には完成の予定でございます。
つきましては、地方自治法第二百四十四条の二第一項の規定に基づき、本条例を定める必要がありますので、条例の内容についてご説明いたします。
まず、第一条は、新ターミナルビルの設置に関する事項でございますが、笛吹郷二七九一番地五の地先に設置する規定でございます。
第二条は、管理に必要な事項を定めております。
第三条は、使用の許可の事項を定め、必要があるときは条件をつけるということでございます。
第四条は、使用期間でございますが、五年を一区切りとして規定しております。
第五条は、使用の許可を受けた者は、その使用の権利を譲渡したり抵当に入れたり転貸をしたりすることは一切出来ないという規定でございます。
第六条は、使用料で別表に定める使用料を納めるということでございます。また、町長に事由があると認める場合は減額、減免の規定を設けております。

第七条は、使用料の還付を規定しております。
第八条は、許可の取消及び使用の停止の事項を定めております。
第九条は、原状回復の規定でございます。
第十条は、委任事項でございます。
附則でございますが、新埋立地のフェリー可動橋及び高速船桟橋が県営事業で行われている関係上、高速船桟橋の移転の時期が繁忙期を外した六月か九月にずれ込むと県の担当課から聞いております。
従いまして、ターミナルビルの供用開始日を高速船桟橋の移転が九月になることを想定し、この条例の施行日を公布の日から六月を越えない範囲内において、規則で定めるといたしております。
以上、提案理由をご説明申し上げました。
よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

**議長（近藤一輝）**　これで提案理由の説明を終わります。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

**八番（伊藤忠之）**　第二条の「管理」の点で、現在の課においての担当課と、それから職員は何名位おく予定に考えておられますか。

**議長（近藤一輝）**　町　　長

**町長（山田憲道）**　お答えいたします。
管理は総務課ということで、職員はと言いますと、観光協会の方へ委託ということになると思います。

**議長（近藤一輝）**　ほかに質疑はありませんか。

**一番（加山雅徳）**　使用料の件ですけど、別表に載っております使用料ですが、この壁面の使用ですか、これが他の売店かれこれ床面積の一平方米よりも壁面の一平米の方が高いと、これ、町民がもし広告を出そうと言った場合に床よりも壁が高いちゅうのは、ちょっとおかしいんじゃないかなあと、思うとですが、そこら辺如何でしょうか。

**議長（近藤一輝）**　総務課長

伊藤議員

加山議員

**総務課長（大黒泰三）**　お答えします。
他の使用の区域につきましては、平米数が違います。壁の場合、一平方メートル、真四角の感じです。
他の青方・奈良尾等を調べて見た場合、うちからせれば倍以上の使用料を取っているわけですね、これでしたら月に千円、一平米以内千円、年間で一万二千円位を予定して計上しております。
**議長（近藤一輝）**　しばらく休憩します。

―休憩　午前十時一分―

―再開　午前十時五分―

**議長（近藤一輝）**　再開します。
ほかに質疑はありませんか。
**九番（横山弘蔵）**　横山議員
せっかくですね、立派な施設が今月中には完成するということでありますが、高速船の桟橋の移設の件でですね、使用が九月まで延びるかも知れないということであります。
全協でも一応説明を受けましたけども、今から小値賀に来島する方がですね、増えるこの時期にですね、どうにかもっと早くですね、このターミナルが使用出来るように県の方にもですね、良く相談することが出来ないかですね、その辺のことも一度ご説明お願い申し上げます。
**議長（近藤一輝）**　町長
**町長（山田憲道）**　お答えいたします。
私も六月位までには是非ということで、担当の方にお願いしてたわけでございますけれども、後で聞きますと、もしかしたら九月までになるか分からないということで、一応、県北の方に課長、それから部長の方にですね、時間を早めていただきますよう再度お願いに行きたいと思っております。
**議長（近藤一輝）**　ほかに質疑はありませんか。
**六番（松永勇治）**　松永議員
新ターミナルとは直接関係ございませんけれど、旧の、今現在のですね、ターミナルの使用方法についてもし何かお考えがあれば、お聴かせ願いたいと…、今のターミナル、これを使用した後のですね…、
**議長（近藤一輝）**　町長

**町長（山田憲道）**　今の九商の分につきましては、今後、宅急便の方が使うんでないかということも聞いておりますので、そういう申し込みがありましたら、有効に利用したいと思っております。

**議長（近藤一輝）**　ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）**　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）**　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第十一号、小値賀港新ターミナルビル条例案を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）**　異議なしと認めます。

したがって、議案第十一号、小値賀港新ターミナルビル条例案は、原案のとおり可決されました。

**日程第九、議案第十二号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更についてを議題とします。**

本件について提案理由の説明を求めます。　　水産商工課長

**水産商工課長（筒井英敏）**　議案第十二号についてご説明申し上げます。

小値賀漁港の一工区漁港施設用地、二工区漁村再開発施設用地、三工区漁村再開発施設用地として、町単事業で公有水面の埋立を行い完成し、竣工認可を受けましたので、地方自治法第九条の五第一項並びに第二百六十条第一項の規定により、

提案するものでございます。
予め着色した図面を添付いたしておりますので、ご覧下さい。
施設用地の内訳を申し上げますと、一工区の漁港施設用地、緑地になりますけども、三百三十二・六五平方メートル、二工区の漁村再開発施設用地、駐車場でございますけども、千五百七十四・五〇平方メートル及び漁村再開発施設用地、荷捌所でございます、四百二十五・五一平方メートル、合計二千三百三十二・六六平方メートルが、新たに生じた土地でございます。
この土地を笛吹郷字新地にそれぞれ編入して区域の変更をしようとするものでございます。
位置についてはご承知とは存じますが、小西旅館前でございます。
以上、提案理由をご説明申し上げました。
ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。
**議長（近藤一輝）**　これで提案理由の説明を終わります。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
**議長（近藤一輝）**　質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。
（「討論なし」と呼ぶ者あり）
**議長（近藤一輝）**　討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから、議案第十二号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更についてを採決します。
おはかりします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）**　異議なしと認めます。

したがって、議案第十二号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更については、原案のとおり可決されました。

**日程第十、議案第十三号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更についてを議題とします。**

本件について提案理由の説明を求めます。

水産商工課長

**水産商工課長（筒井英敏）**　議案第十三号についてご説明申し上げます。

小値賀漁港の海岸環境整備施設用地として、町単事業で公有水面の埋立を行い完成し、竣工認可を受けましたので、地方自治法第九条の五第一項並びに第二百六十条第一項の規定により、提案するものであります。

予め着色した図面を添付いたしておりますので、ご覧下さい。

施設用地を申し上げますと、海岸環境整備施設用地、レストランとそれから緑地の部分に当りますけども、四百八十六・〇〇平方メートルが新たに生じた土地であります。

この土地を中村郷字天神崎に編入して区域の変更をしようとするものでございます。

位置についてはご承知とは存じますが、船瀬の天満神社前の県道に面した所でございます。

以上、提案理由をご説明申し上げました。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

**議長（近藤一輝）**　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

松永議員

**六番（松永勇治）**　この議案とはちょっと異なりますけれども、最近、『あらたに生じた土地』が非常にこの事業、埋め立てとか何とかで増えておりますけど、相当な小値賀町として見ればウエイトがあると思うんですね、この最近の埋立土地がですね…、

そうした場合に、今小値賀町の面積が四十二・四二平方キロですか、そうした場合に、これはずうっとこういうな埋め立てでこうして求めた面積が増えているんですか、小値賀町の面積は…、お尋ねします。

**議長（近藤一輝）**　しばらく休憩します。

―休憩　午前十時十五分―

―再開　午前十時十九分―

**議長（近藤一輝）**　再開します。

**助役（三浦清敏）**　お答えいたします。

確か国土地理院だったかと思いますが、そちらの方から定期的に報告があっております。それで増減の確定になるかと思います。

**議長（近藤一輝）**　ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）**　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）**　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第十三号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更についてを採決します。

おはかりします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）**　異議なしと認めます。

したがって、議案第十三号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更については、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

―休憩　午前十時二十分―

―再開　午前十時二十九分―

**議長（近藤一輝）**　再開します。

おはかりします。

日程第十一、議案第十四号、町道路線の廃止について及び日程第十二、議案第十五号、町道路線の認定については、関連がありますので、一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）**　異議なしと認めます。

**したがって、日程第十一、議案第十四号、町道路線の廃止について及び日程第十二、議案第十五号、町道路線の認定についてを一括議題とします。**

議案第十四号、議案第十五号の提案理由の説明を求めます。

**建設課長（中村敏章）**　議案第十四号、町道路線の廃止について、議案第十五号、町道路線の認定についての提案理由をご説明いたします。

本議案は、道路法第十条第三項の規定及び道路法第八条第二項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

路線の認定は、道路の目的性格を考慮して、これを道路法上の道路とするための行為でございますので、道路の目的性格が異なれば、路線もまた異なる訳でありまして、原則として路線は一体不可分のものであります。道路を延長し、変更し、又その一部を廃止する等により路線の一部に変更を加えることは、その路線を廃止して別個の路線を考えることに外ならなくなります。

従いまして、旧路線の廃止及び新路線の認定の、二重の手続きを取らなければなりません。

提出の路線図で、廃止路線図と認定路線図を参考に比較してご覧下さい。
廃止路線は、町道大泊線及び遠見石線・敷田線でございます。町道大泊線は、斑地区にある路線でございますが、県営過疎基幹農道の完成により、また町道遠見石線・敷田線は、県営畑総幹線農道の完成により、町道路線を廃止するものでございます。
また認定路線は、町道遠見石線・敷田線でございますが、畑総幹線農道と重複しない区間の町道遠見石線、延長四百六十三メートル、敷田線、延長八百十九メートルを新たに認定するものでございます。
以上、提案理由をご説明いたしました。
よろしくご審議のほど、お願いいたします。

**議長（近藤一輝）**　これで提案理由の説明を終わります。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

**一番（加山雅徳）**　一点お尋ねですが、過疎基幹農道になった場合ですね、維持補修等については県の方でされるごとなるわけでしょうか。

**議長（近藤一輝）**　建設課長

**建設課長（中村敏章）**　お答えいたします。
過疎基幹農道につきましては、県の方から町の方が譲与を受けまして、それで町の方で管理する予定となります。
また、過疎基幹農道、畑総幹線農道についても同様でございますが、一定要件農道となりますので、町の方にですね、交付税が算入されます。

**議長（近藤一輝）**　ほかに質疑はありませんか。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）**　質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから、議案第十四号、町道路線の廃止についての討論を行います。

討論はありませんか。
（「討論なし」と呼ぶ者あり）
**議長（近藤一輝）**　討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから、議案第十四号、町道路線の廃止についてを採決します。
おはかりします。
本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
**議長（近藤一輝）**　異議なしと認めます。
したがって、議案第十四号、町道路線の廃止については、原案のとおり可決されました。
これから、議案第十五号、町道路線の認定についての討論を行います。
討論はありませんか。
（「討論なし」と呼ぶ者あり）
**議長（近藤一輝）**　討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから、議案第十五号、町道路線の認定についてを採決します。
おはかりします。
本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
**議長（近藤一輝）**　異議なしと認めます。
したがって、議案第十五号、町道路線の認定については、原案のとおり可決されました。

**日程第十三、議案第十六号、長崎県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約についてを議題とします。**

本件について提案理由の説明を求めます。

総務課長

**総務課長（大黒泰三）**　議案第十六号、長崎県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約についてご説明いたします。

この度、福江市から退職手当に関する事務、非常勤消防団員等の公務災害補償等に関する事務、非常勤職員の公務災害補償等に関する事務、会館管理に関する事務及び職員の研修に関する事務に加入申請があったため、更に組合の共同処理する事務のうち、組合が実施する非常勤の職員に対する公務災害補償又は通勤による災害補償に関する事務に係る対象職員に市議会議員を加えるため、組合規約の一部を変更するものでございます。

また、長崎県町村会館から長崎県市町村会館へ位置の名称を変更したため、本組合の規約を変更する必要が出てきております。

なお、組合規約の変更をするときは、地方自治法第二百八十六条第一項の規定により、構成市町村の議会の議決を経て、総務大臣の許可を受けることとなりますので、地方自治法第二百九十条の規定に基づき、提案するものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

**議長（近藤一輝）**　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）**　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）**　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第十六号、長崎県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約についてを採決します。

おはかりします。
本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
**議長（近藤一輝）**　異議なしと認めます。
したがって、議案第十六号、長崎県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約については、原案のとおり可決されました。

**日程第十四、議案第十七号、平成十五年度小値賀町一般会計補正予算（第五号）を議題とします。**
本案について提案理由の説明を求めます。
総務課長

**総務課長（大黒泰三）**　議案第十七号、平成十五年度小値賀町一般会計補正予算（第五号）についてご説明いたします。
この度の補正は最終補正でございますので、計数の整理のため各節の増減、また各建設事業の入札執行等に伴う事業費の変更、国県補助金の調整等、また基金繰入金の繰り戻しによる減額補正、町債の増額等、それぞれ予算の補正の必要が生じたものでございます。
既定の第一条は、第一表「歳入歳出予算補正」に示しますとおり、歳入歳出それぞれ九百万円を増額し、補正後の総額を三十六億六千二百三十万円にいたしております。
第二条「繰越明許費」は、第二表のとおり、「小値賀漁港広域漁港工事」「小値賀漁港環境整備工事」は当初、平成十六年三月下旬に完成予定でありましたが、新埠頭内の他の工事による業者の入りこみにより、現場間の調整に不測の日数を要したため、工期が不足したことで、それぞれ翌年度へ繰越すものでございます。
第三条「地方債補正」は、第三表のとおり、追加分として地方税の減収分を補填するための減税補てん債、変更分は県営小値賀地区担い手畑総事業の、区画整理工事の変更によるものと、経営構造対策事業の入札によるもの、また小値賀漁港漁村コミュニティ基盤整備事業の起債対象外による減額、次に地方交付税の減額補てんのための臨時財政対策債の増額でございます。
それでは、補正予算の内容について事項別明細書十一頁より、ご説明いたします。

一款・町税、四項・町たばこ税二百万円の増額でございます。
七款、一項・地方交付税の一億円の増額は、特別交付税を予算計上しております。
九款・分担金及び負担金、一項・分担金で三百五十九万六千円の減額、二項・負担金で十二万八千円の増額。
十款・使用料及び手数料、一項・使用料で六十万八千円の増額。
十一款・国庫支出金、一項・国庫負担金で百九十五万八千円の減額は、一目・民生費国庫負担金で、保険基盤安定負担金の減額、これは保険税軽減世帯の確定により変更するものであります。また身体障害者保護費負担金・知的障害者援護施設支援費負担金の減額は、支援制度初年度のため、十一カ月で計算するようになったためでございます。二目・衛生費国庫負担金の減額は、所要見込額より減額された額で内示があっております。二項・国庫補助金で百三十一万六千円の増額は、三目・農林水産業費国庫補助金で、漁港施設災害復旧事業費が主でございます。三項・委託金百四十八万九千円の増額は、小値賀空港航空気象観測業務委託金の内示によるものです。
十二款・県支出金、一項・県負担金百三十九万円の減額は、二目・民生費県負担金で、国庫負担金の変更に伴い、県負担金も減額になっております。二項・県補助金で五百六十七万七千円の減額は、一目・総務費県補助金で、国土調査費の補助採択事業の変更による増額、二目・民生費県補助金で補助金の内示による減額でございます。四目・農林水産業費県補助金で、農業費補助金の肉用牛振興ビジョン21対策事業費補助金四百二十万円の減額は、補助対象事業費の変更によるものでございます。林業費補助金の減額は、森林病害虫等防除対策事業の補助金のカットによるものです。水産業費補助金の変更は、入札執行による事業費の減額によるものでございます。三項・委託金は、一目・総務費委託金で、選挙費・統計調査費委託金の追加交付による増額となっております。四目・農林水産業費委託金の減額、七目・教育費委託金は、事業中止による減額でございます。
十三款・財産収入、一項・財産運用収入三十七万三千円増額。
十四款、一項・寄付金で、百五十二万二千円の増額は、各節のとおり香典返し等の寄付金を計上しております。
十五款・繰入金、一項・基金繰入金一億二千七百七十六万円の減額は、特別交付税の計上、また起債借り入れの増額や、十五年度の今後の収支見込額を勘案し、基金にくり戻すものでございます。
十七款・諸収入、四項・雑入で、一千百九十三万二千円の増額は、主なものとして（財）長崎県離島振興人材育成基金が

この度解散いたしましたので、それに伴う出捐金を各町に返還することとなりましたので、その分の一千万円を計上しております。

十八款、一項・町債三千百七十九万九千円の増額は、地方税の減収を補うための減税補てん債の計上と、臨時財政対策債の増額、事業費の変更による減額でございます。

次に歳出を申し上げます。

一款、一項・議会費で十七万円の増額。

二款・総務費、一項・総務管理費五百二十三万五千円の減額は、一目・一般管理費で、時間外手当の八十万円追加計上、イントラネット設備の修繕料の四十一万円増額、業務委託職員社会保険料の負担率の変更による百九十一万九千円の減額、総合行政システムのプログラム修正分の九十五万円の減額、各種事務機器リース料の六十三万円の減額、自然学塾村のイントラネット増設のための百十万円の予算計上、公的個人認証機器の入札執行による四十七万二千円の減額等が主なものでございます。二目・文書広報費の増額は、例規集追録代の追加を計上しております。四目・財産管理費の補正は、小値賀港ターミナルビルの修繕料、基金の寄付金の計上と、基金の利率の調整よる積立金、繰出金の調整でございます。五目・企画費で二十六万八千円の減額、七目・空港費百九十八万円は、照明施設維持管理委託料、小値賀空港ターミナルビル運営補助金、往復航空券購入費補助金の減額計上をしております。十目・ふるさと創生事業費は、結婚祝金の申請者がいなかったための減額、また定住奨励金は一名のみによる減額、人材育成塾研修旅費の減額、就業準備金、研修補助金の減額でございます。二項・徴税費五十九万七千円の減額、三項・戸籍住民基本台帳費六万三千円の減額、四項・選挙費五十九万四千円は、衆議院議員選挙執行経費の減額、五項・統計調査費百十一万一千円は、一目・統計調査総務費で、各種統計調査経費の調整による増額でございます。二目・国土調査費で、登記閲覧作業臨時雇賃金の減額、事業量の追加及び入札執行による委託料の減額、補助対象事業の採択による備品購入費の増額が主なものでございます。六項・監査委員費で、二十一万九千円を減額しております。

三款・民生費、一項・社会福祉費で二千八百八十万六千円の増額は、一目・社会福祉総務費の国保特別会計繰出金三百二十五万七千円の減額、保険基盤安定の保険税軽減分と保険者支援分の変更によるもの、また老人保健特別会計繰出金三千八百九十万九千円は、これまでの実績により医療費の伸びを勘案し、医療費負担分と医療費調整分の増額補正です。また介護

保険特別会計繰出金百七万八千円の減額は、介護給付費で利用者負担軽減措置において、利用者の減少によるものでございます。四目・身体障害者福祉費四百二十九万二千円の減額は、各支援費の見込みによるものでございます。二項・児童福祉費で四万一千円の増額をしております。

四款・衛生費、一項・保健衛生費二百十一万円の減額は、四目・健康増進費で、健康審査事業等の減額が主でございます。二項・清掃費二百三十三万五千円の減額は、塵芥処理費で賃金の減額と焼却場管理委託料の減額によるものです。

五款・農林水産業費、一項・農業費八百二十四万二千円の減額は、各事業の事業費の調整を行っています。四目・畜産業費で、家畜導入事業資金供給事業補助金二百七十六万円の減額、肉用牛振興ビジョン21対策事業補助金は、補助対象事業の変更による三百六十六万三千円の減額、五目・農地費で、県営小値賀地区担い手畑地帯総合整備事業借入金元利償還金百五十万九千円の増額は、受益者の繰り上げ償還に係る補助金を計上しております。三項・水産業費六百十八万六千円の減額は、四目・漁港管理費で、美咲海送の就航に伴う係船料の増額、五目・漁港建設費で、各事業の変更による調整と入札執行による減額が主なものでございます。

六款、一項・商工費で二十一万三千円を減額しております。

七款・土木費、一項・土木管理費三十万円の減額、二項・道路橋梁費で三百六十二万円の減額は、業務委託者の休職による委託料の減額と入札執行による工事請負費の減額でございます。三項・住宅費で四十四万三千円の減額をしております。

八款、一項・消防費四百一万五千円の減額は、広域消防事務委託負担金の決定による減額が主なものでございます。

九款・教育費、一項・教育総務費で、四百九万四千円の減額、二項・小値賀小学校費で二十九万一千円の減額、三項・斑小学校費で十四万一千円の減額、四項・小値賀中学校費で百七十六万二千円の減額、七項・社会教育費で二百二十六万三千円の減額、八項・保健体育費で二十七万三千円増額しております。

十款・災害復旧費、一項・農林水産施設災害復旧費で、二十九万三千円の減額でございます。

十一款、一項・公債費一千八百七万一千円増額は、一目・元金で縁故資金の高利率分を繰り上げ償還するものでございます。二目・利子で、十四年度起債見込額に対する十五年度利息支払分の減額と繰上償還に係る利子分の減額を計上しております。

十三款・予備費を三百四十八万四千円減額いたしました。

以上で、平成十五年度小値賀町一般会計補正予算（第五号）に係る予算の概要をご説明いたしました。
よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

**議長（近藤一輝）**　これで提案理由の説明を終わります。
これから質疑を行います。
第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。
第一款・町　　税
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）**　第七款・地方交付税

**九番（横山弘蔵）**　横山議員
地方交付税は特別交付税も合せてですね、これで最終決定と思いますけども、昨年度と比較してですね、どの位の減額になったのか、お知らせ願いたいと思います。

**議長（近藤一輝）**　総務課長

**総務課長（大黒泰三）**　お答えします。
普通交付税と特別交付税を合せた形で、一億四千四百六十二万三千円の減額になっております。

**議長（近藤一輝）**　ほかに質疑はありませんか。

**十番（立石隆教）**　立石議員
ただ今の地方交付税、特交の部分で、昨年のレベルから見ますと二千万位低いんですが…、
これ最終的には確定じゃありませんよね、まだ特交の部分については確定じゃないと思いますが…、どうでしょうか。

**議長（近藤一輝）**　総務課長

**総務課長（大黒泰三）**　お答えします。
特別交付税分がまだ未定でございます。昨年が一億五千二百万位出ておりますし、今の時点でどれだけになるかっていうことはまだはっきりしませんので、とりあえず一億位はあるだろうということで…、
それですから、先ほどの一億四千四百万ですか、これよりまだ減ると思います。

**議長（近藤一輝）**　ほかに質疑はありませんか。

**六番（松永勇治）**　松永議員
関連ですけども、普通交付税だけの差をお願いします、去年とのですね…、

普通交付税は決定でしょうから…。

**議長（近藤一輝）**　総務課長

**総務課長（大黒泰三）**　普通交付税だけで九千二百四十二万九千円の減額になっております。

**議長（近藤一輝）**　ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）**　第九款・分担金及び負担金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）**　第十款・使用料及び手数料

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）**　第十一款・国庫支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）**　第十二款・県支出金

**九番（横山弘蔵）**　横山議員

七目のですね、教育費委託金の百九十二万円の減額ですけども、小値賀地区埋蔵文化財発掘調査業務委託金ですね、これは最初予定されて、今回、県の負担金が減額されたわけですけれども、これは予定されていたけれども、小値賀町がこれを出来なかったために県の方から引き上げられたということですかね…、

**議長（近藤一輝）**　教育次長

**教育次長（西　浩三）**　お答えいたします。

そのとおりでございます。

**議長（近藤一輝）**　ほかに質疑はありませんか。

**十番（立石隆教）**　立石議員

その内容は、どこの場所であり、どういう内容ですか。

**議長（近藤一輝）**　教育次長

**教育次長（西　浩三）**　お答えいたします。

これは一応納島地区を予定していた思いますけども、人事異動等がございまして、この事業費が二百四十万の計上になっ

ておりますけども、その八割、百九十二万円をそっくり減額をいたしております。

**議長（近藤一輝）**　ほかに質疑はありませんか。

**十番（立石隆教）**　四目で農林水産業費の県補助金でございますが、この一節の農業費補助金、その中に「肉用牛振興ビジョン21対策事業費補助金」、これは先ほどの説明で対象事業費の変更だということでございますが、内容をもう少し詳しく説明していただけませんか。

**議長（近藤一輝）**　農林課長

**農林課長（中谷　功）**　お答えいたします。

当初、三千八百三十万八千円の事業費ということでいたしておりましたけれども、県補助金の補助対象額が二千九百九十万九千円になりまして、そのことに伴いまして四百二十万の減額ということになったわけでございます。

なお、それに伴いまして補助金等も減額ということになります。

**議長（近藤一輝）**　立石議員

**十番（立石隆教）**　県の方の補助金が減額っていうことですが、これは当初の見積もった時の条件と、それから県が現段階において「こういうふうになります」というようなことで、減額っていうことになったんでしょうが、それは県の事情なんでしょうか、うちの方の過大な見積もりの状況でしょうか、事業費のあれか…、

その中身のことについてちょっと伺いたいということです。

**議長（近藤一輝）**　農林課長

**農林課長（中谷　功）**　お答えいたします。

一応、最初に事業費として上げる場合は、見込み事業費で上げるわけでございますが、設計等をいたしましてそのために設計額の変更、というふうなことになるわけでございまして、意図的にうちの方が過大見積りということでもないわけでございます。

ただ、補助対象として出来るだけ私どもも補助対象にするようにお願いはしているわけでございますが、例えば、牛舎の平屋で造るわけでございますが、農家としては二階部分にその飼料を置くような形でいたしたいわけでございます。

そのようなことで、出来れば私どもも補助対象として認めるようにしてるんですけども、一部分認められない部分があっ

たと、いうことでございます。

**議長（近藤一輝）**　ほかに質疑はありませんか。

**十番（立石隆教）**　立石議員

一部に認められないような状況があったということですが、それは急にそういうふうに変更になったんでしょうか、それとも、こちらの方がそれも該当するんだというふうにふんでしまったためにそうなったのか…、

その辺のところは、どうなんでしょう、今後のこともございますので、予算のこともありますから、そういうところが何故そういうふうに行き違いが…、行き違いと言いますか、こちらの考え方と県の考え方が違ったのか、そこら辺のところ。

それともう一つは、恐らく認めてもらうようにお願い等についてはやったんだろうと思いますが、その辺の交渉で、こういう問題が指摘されたというようなことがありましたら、お伺いをしておきたいと思います。

**議長（近藤一輝）**　農林課長

**農林課長（中谷　功）**　お答えいたします。

行き違い的なことはないんですけれども、県の予算枠というものがございまして、そのために県もどこかで調整をしなければいけないというふうな形でなりました。

**議長（近藤一輝）**　ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）**　第十三款・財産収入

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）**　第十四款・寄附金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）**　第十五款・繰入金

**六番（松永勇治）**　松永議員

お尋ねします。

財政調整基金とですね、減債基金、それに振興基金の、三つのですね、この補正後での現在高を教えていただきたいと思いますが…、

**議長（近藤一輝）**　総務課長

**総務課長（大黒泰三）**　お答えします。

減債基金につきましては、一億八千八百三十四万七千八百六十円です。それから財政調整基金につきましては、五千七百九十一万三千八百七十五円、振興基金においては、一億三千四百六十一万二千二百五十三円になってます。

**議長（近藤一輝）**　松永議員

**六番（松永勇治）**　今の数字は「嘘ですか」っちは言いませんけれども、あっとりますかね…、

私のあれではですね、これ間違っているかも知れませんよ、これは念のため申し上げますけど…、

財政調整基金が約五千八百万ですね、これはあっとるようです、私のあれではですね、そして減債基金がですね、一億九千八百万あって、今度四千五百万足しますので、これに四千五百万足した金額になるのではないかと、そして振興基金がですね、一億六千百万、ちょっとした端数はあるんですけど、これに八千万戻しますんで、二億四千万余りになるんじゃないかと、私は計算しとるわけですけど、総務課長のちょっと数字と余りにも差があったもんですから、お尋ねしました。

**議長（近藤一輝）**　しばらく休憩します。

―休憩　午前十一時十二分―

―再開　午前十一時十二分―

**議長（近藤一輝）**　再開します。

**総務課長（大黒泰三）**　先ほどの答弁に間違いがありましたので、訂正いたします。

振興基金につきましては、二億四千二百二十四万八千円です。減債基金につきましては、二億三千三百三十六万四千円、財政調整基金については、五千七百九十一万六千円でございます。

**議長（近藤一輝）**　ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）**　第十七款・諸収入

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）**　第十八款・町債

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）**　歳出に移ります。

第一款・議　会　費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）**　第二款・総　務　費

**十番（立石隆教）**　一目・一般管理費のところですが、十二節の役務費と十三節の委託料のところで減額補正になっておりますが、この減額補正の減額の部分だけで結構です。ここに減額補正をした理由を説明して下さい。

立石議員

**議長（近藤一輝）**　総務課長

**総務課長（大黒泰三）**　お答えします。

役務費の業務委託職員の社会保険料の百九十一万九千円の減額ですけど、これは保険料率が変わりまして、従来取っていなかった期末・勤勉手当の分についても保険料がかかるようになって、他の月毎の保険料も下がったわけですね、

それで、うちの場合はその委託者に対して期末・勤勉が出ておりませんので、通常の月の保険料率が下がったということで、三十八名分がこれだけ下がっております。

それと庁舎の警備の委託料ですけど、前の人と次の人の単価が変わりましたので、その分の減額です。これ、交換手も一緒でございます。

それと起債管理システムと総合行政システムですけど、今回、制度改正分がなかった分で、そのプログラムの修正分についてそれほどかからなかったということで、その分がおちております。

保守の委託料についても最初の分からしたらおちております。

以上でございます。

**議長（近藤一輝）**　ほかに質疑はありませんか。

**八番（伊藤忠之）**　二目の文書広報費の消耗品の百二十万の内訳と言いますか、大まかな内訳をお願いします。

伊藤議員

**議長（近藤一輝）**　総務課長

**総務課長（大黒泰三）**　この消耗品は、例規集の追録、加除分が余分に出てきましたので、それ分でございます。

**議長（近藤一輝）**　ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）**　第三款・民　生　費

**九番（横山弘蔵）**　横山議員

四目のですね、身体障害者福祉費の二十節・扶助費ですね、これの特に知的障害者施設支援費とかですね、全て合せて四百万からの減額になっておりますが、この主な理由について説明をお願いします。

**議長（近藤一輝）**　住民課長

**住民課長（谷　良一）**　先ほど、総務課長から説明があったと思いますが、支援費が始まって初年度ということで、十一カ月で計算しておりますので、歳出も歳入も減額になっております。

**議長（近藤一輝）**　ほかに質疑はありませんか。

**七番（岩坪義光）**　岩坪議員

一目の、二十八節、先ほど総務課長が説明されましたけども、ちょっと良く分からないので…、老人保健特別会計繰出金三千八百九十万九千円、これをもう一度詳しく説明をお願いします。

**議長（近藤一輝）**　住民課長

**住民課長（谷　良一）**　これは、主なものはまず、医療費の見込みが上がったということが第一点でございます。

第二点といたしまして、国費と県費が医療費の見込みによりまして、それぞれ交付率がありまして交付されるわけですが、それが国の方が調整をいたします。それが約パーセントで言えば、八割位しかきません。県費も同様です。

それと、国費は尚且つ交付される時にそれの九割が交付されます。それで、国費は単純にいけば七二％、県費は八〇％しか交付されないので、その分を一般会計からいただくということでございます。

以上です。

**議長（近藤一輝）**　ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）**　第四款・衛　生　費

**十番（立石隆教）**　立石議員

一目・塵芥処理費の、十三節・委託料の、焼却場管理委託料の減額についての説明をお願いします。

**議長（近藤一輝）**　住民課長

**住民課長（谷　良一）**　これは当初、十五万の十二カ月で百八十万計上しておりましたが、当初を組んだ後にですね、この

方が辞められまして、この方は焼却場とし尿処理場と交互に勤務して、火葬があった時には火葬に行ったという方なんですが、その方が辞められて、後、もうそのままで焼却場もし尿処理場も一人減ってもやって行けるということで、その分を全額減額にしております。

**議長（近藤一輝）**　ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）**　第五款・農林水産業費

**七番（岩坪義光）**　四目の畜産業費、十二節の役務費で十六万五千円、死亡牛緊急処理円滑化施設整備事業、この事業の内容を説明していただきたい。

**議長（近藤一輝）**　農林課長

**農林課長（中谷　功）**　お答えいたします。

ご承知のように、ＢＳＥの発生等がございまして、全頭検査というふうなことで今いたしているわけでございますが、死亡牛につきましても、そのようなことで対象となりますけれども、離島という特異性がございまして、本土の場合は焼却場で焼却するような形になりますけれども、離島の場合はその輸送というふうな面等もございまして、従来、行っている牛の墓場と言いますか、そこを一応化製場法に則りまして許可をいただくと、いうふうなことになりまして、この申請手数料でございます。

それからまた、併せてこの化製場法に則りましてですね、した時には場所をちゃんと特定しなさいと、いうふうなことになっておりまして、牧柵で番線等を張ってですね、いたさなければいけないと、いうふうなことで予算化をいたしております。

**議長（近藤一輝）**　ほかに質疑はありませんか。

**九番（横山弘蔵）**　三目のですね、農業振興費の八節・報償費、農業講演会講師謝礼の、この二十万ですね、

それからもう一つお願いします。

同じ三目のですね、十九節・納島営農運搬船補修工事補助金、この二点について伺いたいと思いますけども、農業講演会講師謝礼二十万円、せっかくですね、農業振興に今力を入れているところでありますので、こういったですね、農業者に対

する講演をですよ、何かの都合で中止したと思いますけども、これの経緯についてですね、
それから納島のこの船のですね、補助金、どういった運搬船の修理だったのか、お知らせ願います。

**議長（近藤一輝）**　農林課長

**農林課長（中谷　功）**　一点目の二十万円の報償費の減額でございますけれども、これは当初、農業講演会の中でですね、和歌山県の実エンドウの産地の方がおられまして、その方から栽培技術の講習と併せてですね、講演をしていただこうと、いうふうに実は考えていたわけでございますが、その方のご都合が悪くなりましてですね、取り止めになったと、いうふうなことで減額を補正いたしております。
それから納島の運搬船につきましては、運搬船が少し補修をしなければいけない状況になりまして、デッキの張り替えが約二十平方メートル、それからレールの取り替えが二十二メートル、それから防弦材の取り替え等でございます。
これが一応造ってから二十年ばかりなるというふうなことで、補修が必要になったということでございます。

**議長（近藤一輝）**　ほかに質疑はありませんか。

**八番（伊藤忠之）**　伊藤議員
ただ今の、納島の営農運搬船のことでお伺いしますが、町も補助金を出しております。
その総額とですね、それから町の補助率をちょっとお聞きしたいと思います。

**議長（近藤一輝）**　農林課長

**農林課長（中谷　功）**　お答えいたします。
事業費といたしましては、百二十六万円でございます。ただ、その内の五万円を農協が支出するということでございますので、それを除いた分の二分の一、ということで計上いたしております。

**議長（近藤一輝）**　伊藤議員

**八番（伊藤忠之）**　ただ今、農協からの五万円ということでありましたけれども、もうちょっと交渉は出来なかったかと、思いますけども…、その点はどうでしょうか。

**議長（近藤一輝）**　町長

**町長（山田憲道）**　お答えいたします。
当初、建造した時には、農協長、それから納島ということで、三分の一ずつでやったというふうにお聞きしております。

そういうとこで、牛市の『ＧＯＧＯ推進大会』の折に、組合長が来町されましたので、その折に、三分の一ずつ出してほしいということでありましたが、今、農協が逆に大きくなってなかなか金が出せないと、それで支店長の方に聞きましたところ、自分の決裁権は五万円だと、本来であるならば、四十万ずつ出していただきたいというお願いはしたわけですが…、

その後、もう一回宇久の方に行きまして組合長に再度お願いしたわけでございますけれども、大きくはなったがなかなか範囲が広くてですね、出せないので申し訳ございませんけど五万円だけしか出せないということで、体良くお断りをされているわけでございます。

**議長（近藤一輝）**　ほかに質疑はありませんか。

立石議員

**十番（立石隆教）**　三項の水産業費でございますけれども、四目の漁港管理費、ここに十七節ですが、船瀬海水浴場の管理棟の電話加入権の減額補正が出ておりますけれども、これは所有権が町に無くなったという話かなあと思ってますが、この中身を説明して下さい。

**議長（近藤一輝）**　水産商工課長

**水産商工課長（筒井英敏）**　お答えいたします。

船瀬のレストラン部分ですけども、ここに町の方で電話を引くということで予定しておりましたけども、今入ってる方の方が…、

すいません、町の方で引かなくて、入ってる方の方にということで、これは減額させていただきました。

**議長（近藤一輝）**　立石議員

**十番（立石隆教）**　ということになれば、そこの電話は町の所有権ではないんだということですね、と言うことは、別の方がもしまた代わられるということになれば、それはまた、そのままそこの権利が残るわけじゃないわけですから、そういう状態だということですね、確かめておきます、うちの方の所有権ではないんですね、

**議長（近藤一輝）**　水産商工課長

**水産商工課長（筒井英敏）**　お答えいたします。

おっしゃるとおりでございます。

**議長（近藤一輝）**　ほかに質疑はありませんか。

伊藤議員

**八番（伊藤忠之）**　三十四頁の、三項、二目・水産業振興費の中の十九節で、補助金で、これ三十五頁になりますけども、漁業監視船の減額の内容をお願いします。

**議長（近藤一輝）**　水産商工課長

**水産商工課長（筒井英敏）**　お答えいたします。

この監視船の減額になった分は、油代なんですけども、これが三年間の見込みということで当初上げておりましたとこが、実績で十五年度は必要額が七十三万八千円余りということで、その当初上げておりました百十五万二千円から減額をさせていただきました。

**議長（近藤一輝）**　ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）**　第六款・商　工　費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）**　第七款・土　木　費

**八番（伊藤忠之）**　土木費の二目・道路維持費の中で、十五節・工事請負費、この唐見崎線の補修工事が大分安く仕上がったと聞いておりますけども、その内容をお願いします。

**議長（近藤一輝）**　建 設 課 長

**建設課長（中村敏章）**　以前、お話したと思うんですけど、当初計画しておりましたボックスカルバート、コンクリートの既製品のやつなんですけど、これをですね、パイプに変更いたしました。それでかなり金額的には安くなっております。

それとですね、一応舗装を計画していたんですけど、再度、現地調査しましたところ、まだ舗装する必要はないということでですね、その分も減額しております。

**議長（近藤一輝）**　ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）**　第八款・消　防　費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）**　第九款・教　育　費

**一番（加山雅徳）**　二目の、十三節の委託料ですが、この中の、教育委員会関係施設水洗化工事設計委託料の四百万の減額について、ちょっと内容をご説明をお願いします。　加山議員

**議長（近藤一輝）**　教育次長

**教育次長（西　浩三）**　お答えいたします。

補正でお願いをしていた分でございますけども、工事の設計委託料なんですけども、小学校・中学校、それから教育委員会関係の各施設の水洗化の設計をやろうということで、補正計上していたわけでございますけども、色々の事情がございまして特に小学校・中学校につきましては、概算設計費を聞いてみましたところ、一つの学校に五千万程度かかると、いうことがございまして、ちょっと予算化も難しいということになりまして、設計の方を取り止めたということで、全額減額をさしていただいております。

**議長（近藤一輝）**　ほかに質疑はありませんか。

**一番（加山雅徳）**　今の答弁について質問ですが、十六年度でこの水洗化の設計の方をされるんでしょうか。　加山議員

**議長（近藤一輝）**　教育次長

**教育次長（西　浩三）**　新年度につきましては、この後で審議をいただくと思いますけども、水洗化工事の設計についてはですね、学校につきましては簡易水洗でやる計画になっておりますが、予算化はまだ出来ておりません。

そういうことで、その他の、例えばセンターですね、教育委員会が入っているセンターとか、それから幼稚園、そこら辺につきましては工事費を計上しております。

そういうことで、設計につきましては建設課の方にお願いをするようにしております。

**議長（近藤一輝）**　ほかに質疑はありませんか。　立石議員

**十番（立石隆教）**　二項・小値賀小学校費の、一目でございますけども、学校管理費の中で、七節・賃金、ここにプール監視員の賃金五十二万三千円が補正額、出ておりますが、今から三月いっぱい時間がないんですが、それまでにプールの監視員がこれだけ必要なんでしょうか。

当初予算を見てもですね、プール監視員の賃金は十万四千円しか組んでないのに、今になってから五十二万三千円、これ

から使うのにそんなに必要なのかなあと、いうふうに思うんですが、ご説明をお願いします。

**議長（近藤一輝）**　教育次長

**教育次長（西　浩三）**　お答えいたします。

これは上のですね、臨時雇賃金というのがございますけど、これがですね、数字を申し上げますと五十三万五千円、そいでプール監視員賃金につきましては一万二千円の減額ということで、この内訳を入れそこなっておりますけども、そういうことでトータルで五十二万三千円の増となります。

なお、これはですね、十三節に委託料の用務員の委託料が減額になっておりますけども、それと絡んでまいります。

と言うのは、用務員さんが長期にわたりまして、ちょっと用事ができまして他の人に交替しております。で、その方の分につきましては賃金計上が当たり前じゃないかということで、賃金に振り替えさしていただきました。

そういうことで、臨時雇賃金が五十三万五千円あるということでございます。

**議長（近藤一輝）**　ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）**　第十款・災害復旧費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）**　第十一款・公　債　費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）**　第十三款・予　備　費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）**　これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

**九番（横山弘蔵）**　横山議員

先ほどのですね、教育費の件でもう一度伺いたいと思うんですけども…、

七項ですね、社会教育費の五目ですね、埋蔵文化財の調査ですけども、先ほど西教育次長の説明によると、八割が県の補助金で出るということで、それが使われずに今回、終わるわけですけども、その中の説明で、職員の配置の問題で云々ということがありましたけども、せっかくですね、八割の補助金が出るこの事業をですね、小値賀町の都合で出来なかったとい

うのはですね、少し納得いかないような気がいたします。
今後のですね、こういう予算の執行について町長にどのように考えているかですね、お答えをお願いしたいと思います。

**議長（近藤一輝）**　町　　長

**町長（山田憲道）**　お答えいたします。
埋蔵文化財いろいろで大変忙しいとは解かっておりますが、一応、職員を一名減にしたということで、教育委員会の方には大変ご迷惑をかけたと思っております。
今、教育長さんともいろいろ話をいたしまして、四月から職員を一名増やして、埋蔵の方をですね、遺跡の方は遺跡の方で専任でやってもらうような方向でやりたいと思っております。

**議長（近藤一輝）**　ほかに質疑はありませんか。

立石議員

**十番（立石隆教）**　二款・総務費の一項、七目・空港費でございますが、十九節の所で、負担金、補助金及び交付金の所で、往復航空券の購入費補助金が百万円減額ということでございます。
まあ、乗り手が少なかった、っていうことなんだろうと、まあ、対象者が少なかったということなんだろうと、いうふうに思いますが、一応、見込みを立ててこれだけのものを組んだんですが、こういうものを生かすための努力ってされたのかなあと…、これ決算でもやるべきことではあると思いますが、ここで補正してしまうと、ちょっと影が薄くなるので、ここでお伺いをしておきたいと思います。

**議長（近藤一輝）**　空港管理事務所長

**空港管理事務所長（平野久之）**　お答えします。
長崎便で千人、福岡便で三百人を組んでいたんですが、今二月末現在で、長崎便で二百六十名ちょっと、福岡便で二百四十名ちょっとしか利用されておりません。
ただ、この中には空港の手違いと言いますか、申請をせずに補助をしていない分もあるかとは思うんですが、そういうことで減額しております。
もう少し利用について、しなければならないと思うんですが、去年に比べてもちょっと利用者が減っておりますので、待っているのが現状です。

**議長（近藤一輝）**　ほかに質疑はありませんか。

**十番（立石隆教）**　先ほどの説明で、予定って言いますか、目標立ててたところが福岡が三百人位に対して二百四十人位、それに比べて長崎の方が千人立ててて二百六十人、ということを聞きますとですね、やっぱり『福岡』っていうことの便の方がそういう意味ではですね、やっぱり島民が乗るという形であるし、尚且つ、福岡に対する補助の方がでかかったんですね、っていうようなことを考えますとですね、かなりやっぱりあーいうのは効いてるかも知れないなあと、思ってるんです。

だけど、何故、これだけ数が伸びなかったかというと、知らないんですよね…、で、規制的に乗ってる人、通常的に大体乗っている人は、あ、これだけの補助金が貰えて金額が下がったから嬉しいなと思って一回のを二回にするかも知れない、だけど、それだけでは駄目で、新しい、乗らなかった人達に乗ってみようとさせなきゃいけない、ということについては、どうもあまり努力をされなかったような気がします。

で、これ位の金額になったんですから、今まで乗らなかった人も「どうぞ」ということがやらないと、実は乗降率を上げることにはならないだろうと、上げるためにこれをやったんですから、した以上はそれだけの努力がなされたのかなと、いうことについてちょっと疑問が起こるんです。

ただ気持ちだけあってもですね、実際に動かないと駄目ですから…、その辺のところは具体的にはどういうことをされたのか、で、されたけれども、ここで減額百万するしかなかったと、いうことを理解したいと思いますから、そこのところを説明して下さい。

**議長（近藤一輝）**　空港管理事務所長

**空港管理事務所長（平野久之）**　お答えします。

宣伝につきましては、オリエンタルの方にもお願いしただけで特別な宣伝はしておりません。それが現状です。

**議長（近藤一輝）**　立石議員

**十番（立石隆教）**　先日、長崎の方である懇話会がありまして、そこで県の職員達もちょっと出席してましたので、その席で色んな話が出たんです。で、その時に空港の問題が出ました。で、その席でですね、ある民間の人でしたけども、「空港を維持しようと思ったら努力が大事ですよ」っていう話をされました。そして石川県のある町のですね、空港を存続させるために、ある会社がですね、「六五％以上の乗降率でなければ、いついつから止めますよ」と、いうことを言われてですね、

そこの町民はこぞって一生懸命必死になって乗りましょうと、維持するように頑張りましょうと、いうことで実は乗降率を七〇％に上げたと、いうことをですね、データを出して私に迫ってまいりました。

で、「そういう努力をしたのか」と、こう、「努力もしないで続けろ・続けろって何事か」っていうふうなことでやられまして、私もそれについて「いや、こういうことをやってます」と、いうのがですね、あまり強く言えなかったということがありまして…、

ただ制度を作っただけでは、安くなりますから、そいで乗ってくださいよ、という制度を作っただけでは駄目で、それに乗りましょう、で、それに少しちょっと高いかも知れないけど、それに乗ることが空路をそのまま維持することに繋がるんだっていうことを徹底的に小値賀の町民にも知ってもらい、そして小値賀出身者の方々にも、島外の方々にも知ってもらってほんとに必死に努力をしてもらうと、いうことが必要なのにそれがなされない、せっかく制度があるのに、作ったのになされない、それは勿体無い話だというふうに思います。

私も福岡に行った時には合う人ごとに飛行機の料金がこれだけ安くなってるんだから、太古丸に乗って『グリーン寝台』に乗る料金ちょっとあれば来れるんですよ、っていう話をすると、いやそれならね、っていう話になるんですよ、

そういう努力をですね、やっぱりこういう制度を作った以上は、やらないと、せっかく作ってこの補助金を百万も減額補正するとはですね、私は如何にも勿体無いと、これはこれだけの補助金をですね、予算に上げるときには大変な苦労してですよ、そのお金を捻出して出してるんですよ、それを使えませんでしたって、そりゃ無いだろうと私は思います。

何も減額するとですね、お金が町に残るんだから良いじゃないか、ってばっかりは言えないと、この場合は違うと思いますよ、大いにこれは足りませんでした、って言うぐらいやらないと実は乗降率は上がらないんだと、いうことでございますから、これの減額は如何にも私は白旗を上げてるなという気がしてなりません。

そういうところはもっと努力をすべきだと、まあ新年度の予算にもこれは計上されるようでありますから、是非そういうところは褌を締め直していただきたいなと、いうふうに思います。

それについてお気持ちだけ伺っておきます。

**議長（近藤一輝）**　空港管理事務所長

**空港管理事務所長（平野久之）**　新年度からは長崎便だけになるわけですが、お客さんに乗ってもらうようにしっかり頑張

りたいと思います。

**議長（近藤一輝）**　ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）**　質疑なしと認めます。

次に、第二表『繰越明許費』についてご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）**　質疑なしと認めます。

次に、第三表『地方債補正』についてご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）**　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。

（「反対討論なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）**　反対討論なしと認めます。

次に、本案に賛成者の発言を許します。

（「賛成討論なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）**　賛成討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第十七号、平成十五年度小値賀町一般会計補正予算（第五号）を採決します。

この表決は、起立によって行います。

議案第十七号、平成十五年度小値賀町一般会計補正予算（第五号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

**議長（近藤一輝）**　起立全員です。

したがって、議案第十七号、平成十五年度小値賀町一般会計補正予算（第五号）は、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

―休憩　午前　十一時　五十四分―

**議長（近藤一輝）**　再開します。

―再開　午後　一時　四分―

**日程第十五、議案第十八号、平成十五年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第二号）を議題とします。**

本案について提案理由の説明を求めます。

住民課長

**住民課長（谷　良一）**　議案第十八号、平成十五年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第二号）についてご説明いたします。

この度の補正は、歳入歳出それぞれ二千百四十四万円を追加し、予算総額を四億七千三百八十八万八千円にするものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳入から順次ご説明いたします。

九頁をお開き下さい。

第一款、一項・国民健康保険税、一目・一般被保険者国民健康保険税、一節・医療給付費分現年課税分百三十七万七千円の減。二節・介護納付金分現年課税分六万六千円の増。三節・医療給付費分滞納繰越分三十五万円の減。四節・介護納付金分滞納繰越分五万円の減。二目・退職被保険者等国民健康保険税、一節・医療給付費分現年課税分三十三万二千円の増。それぞれ十五年度の収納予定額を見込んでおります。

第三款・国庫支出金、一項・国庫負担金、一目・事務費負担金七万三千円の増。介護納付金に係る事務費に対する補助金でございます。二目・療養給付費等負担金、一節・現年度分九百七十三万七千円の増。三月から十月までの実績により、推計・申請するものでございまして、約四〇％が交付されるものでございます。三目、一節・高額医療費共同事業負担金四万

四千円の減。これは、国保連合会からの拠出額確定通知書による減でございます。二項・国庫補助金、一目・財政調整交付金、一節・普通調整交付金五百二十万五千円の減。普通調整交付金は、医療供給体制の整備状況や産業構造等の相違によって医療費や所得に差異があり、市町村間における財政力の不均衡を調整するために交付されるものですが、その実績に基づいた減額となっております。二節・特別調整交付金五百四十四万一千円の増。「精神病に係る療養給付費が多額であること」に対する特別調整交付金が交付されることが主な要因でございます。

第四款、一項、一目・療養給付費交付金、一節・現年度分一千六百四十一万三千円の減。退職被保険者に係る保険給付費の三月から十二月の実績を元に年間分を推計し交付されるもので、医療費が当初見込みより下がっていることによる減額でございます。

第五款・県支出金、一項・県負担金、一目、一節・高額医療費共同事業負担金四万四千円の減。

第三款・国庫支出金の高額医療費共同事業負担金と同様、国保連合会からの拠出額確定通知書による減でございます。

第六款・共同事業交付金二百三十二万六千円の増。一般被保険者の十二月から十一月までの、一件当たり七十万円以上の高額医療費を対象に交付されるもので、実績による増となっております。

第七款・財産収入、一項・財産運用収入、一目、一節・利子及び配当金三万六千円の減。財政調整基金の利子分でございまして、実績見込みによる減額でございます。

第八款・繰入金、一項、一目・一般会計繰入金、一節・保険基盤安定繰入金(保険税軽減分)二百三十六万三千円の減。低所得者に対する国保税軽減額を、国・県・町が補てんするもので、七割・五割・二割軽減相当額を一般会計から国保特別会計に繰り入れることになっており、実績に基づく額になっております。二節・保険基盤安定繰入金(保険者支援分)八十九万四千円の減。低所得者を多く抱える保険者を支援し、中間所得者層を中心に保険税負担を軽減する制度でございまして、一般会計から国保特別会計に繰り入れることになっており、実績に基づく額になっております。二項・基金繰入金、一目、一節・財政調整基金繰入金三千二十四万一千円の増。医療費が上がる見込みでございますので、財源不足が予想され、基金を取り崩すものでございます。

次に歳出を申し上げます。

第一款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費、九節・旅費二十二万七千円の減。十二節・役務費三万二千円の

減。実績見込みによるものでございます。十三節・委託料四十七万九千円の減。法改正に伴うシステム改修委託料が主なものでございます。十九節・負担金、補助及び交付金二万七千円の減。会議負担金の実績見込みによるものでございます。三項、一目・運営協議会費、一節・報酬一万七千円の減。九節・旅費一万九千円の減。国民健康保険運営協議会の委員報酬・旅費の実績見込みによる減でございます。

第二款・保険給付費、一項・療養諸費、一目・一般被保険者療養給付費二千八百八十一万三千円の増。二目・退職被保険者等療養給付費七百万円の減は、三月から十二月診療分の実績を元に二月診療分までの医療費をそれぞれ推計しております。三目・一般被保険者療養費十万二千円の増。コルセット等の現金給付分でございまして、当初、コルセット二十件、施術八十件を見込んでおりましたが、施術が百件になる見込みによる増額でございます。四目・退職被保険者等療養費は、財源の組替えでございます。五目・審査支払手数料二万七千円の増。国保連合会によるレセプト処理の手数料で、三月までの実績を推計しております。二項・高額療養費、一目・一般被保険者高額療養費は、財源の組替えでございます。二目・退職被保険者等高額療養費二十八万八千円の増。今年度四月から二月支給実績を元に三月支給分までを推計しております。三項・移送費、一目・一般被保険者移送費十万五千円の減。重病等のため、島外の医療機関に瀬渡船で移送する費用でございまして、当初佐世保五件を見込んでおりましたが、佐世保三件、奈摩港一件の見込みでございます。二目・退職被保険者等移送費十四万円の減。当初佐世保二件を見込んでおりましたが、今年度ゼロ件の見込みでございます。四項・出産育児諸費、一目・出産育児一時金三十万円の増。当初四件を見込んでおりましたが、一件増の五件を見込んでおります。五項・葬祭諸費、一目・葬祭費十万円の減。当初四十件を見込んでおりましたが、五件減の三十五件を見込んでおります。

第三款、一項・老人保健拠出金、一目・老人保健医療費拠出金、第四款、一項、一目・介護納付金は、いずれも歳入の国庫支出金の変更に伴う財源の組替えでございます。

第五款、一項・共同事業拠出金、一目・高額医療費拠出金十七万六千円の減。国保連合会からの拠出額確定通知書による減でございます。

第六款、一項・保健事業費、一目・保健衛生普及費は、財源の組替えでございます。二項・健康管理センター事業費、二目・保健指導事業費、七節・賃金十五万四千円の増。二名分の看護師の賃金でございます。

第七款、一項・基金積立金、一目・財政調整基金積立金三万六千円の減。歳入、第七款でご説明申し上げました財政調整

基金の利子の減額によるものでございます。
第九款・諸支出金、三項・繰出金、一目・直営診療所施設勘定繰出金十一万四千円の増。歳入、第三款の特別調整交付金「へき地診療所運営費」分を全額診療所特別会計に繰出すものでございまして、それの増額によるものでございます。
以上、補正予算の概要をご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。
**議長（近藤一輝）**　これで提案理由の説明を終わります。
これから質疑を行います。
第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。
第一款・国民健康保険税
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
**議長（近藤一輝）**　第三款・国庫支出金
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
**議長（近藤一輝）**　第四款・療養給付費交付金
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
**議長（近藤一輝）**　第五款・県支出金
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
**議長（近藤一輝）**　第六款・共同事業交付金
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
**議長（近藤一輝）**　第七款・財産収入
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
**議長（近藤一輝）**　第八款・繰入金
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
**議長（近藤一輝）**　歳出に移ります。
第一款・総務費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）**　第二款・保険給付費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）**　第三款・老人保健拠出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）**　第四款・介護納付金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）**　第五款・共同事業拠出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）**　第六款・保健事業費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）**　第七款・基金積立金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）**　第九款・諸支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）**　これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）**　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）**　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。
これから、議案第十八号、平成十五年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第二号）を採決します。
おはかりします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
**議長（近藤一輝）**　異議なしと認めます。
したがって、議案第十八号、平成十五年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第二号）は、原案のとおり可決されました。

**日程第十六、議案第十九号、平成十五年度小値賀町老人保健事業特別会計補正予算（第二号）を議題とします。**
本案について提案理由の説明を求めます。
住民課長
**住民課長（谷　良一）**　議案第十九号、平成十五年度小値賀町老人保健事業特別会計補正予算（第二号）についてご説明いたします。
この度の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ三千五百七十八万円を追加し、歳入歳出予算の総額を五億一千八百三十六万八千円にするものでございます。
それでは、補正予算の概要につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳入から順次ご説明いたします。
七頁をお開き下さい。
第一款、一項・支払基金交付金、一目・医療費交付金二千五百五十一万二千円の増額。これは、医療費総額の約六四％が交付されるものなのですが、医療費の算出につきましては、支払基金の計算式により算出されることから、その計算式で交付額を見込んだところ増額となっております。二目・審査支払手数料交付金五千円の増額は、支払基金からの通知「交付金所要額確定」によるものでございます。
第二款・国庫支出金、一項・国庫負担金、一目・医療費負担金二千四百八十七万一千円の減額。医療費総額の約二四％が交付されるもので、医療費の伸びが予測されることから、本来なら増額になるべきでございますが、国の計算式により算出

される医療費が低いこと、またそれにより算出された交付額の交付率が約九〇％になる見込みでございますので、減額となっております。

第三款・県支出金、一項・県負担金、一目・医療費負担金三百七十七万五千円の減額。医療費総額の約六％が交付されるものなのですが、医療費の算出に関しましては、先ほどご説明申し上げました第二款・国庫支出金と同様、国の計算式と同じ計算式で算出されることから、医療費は低く算出されますので、交付額が下がる見込みでございます。

第四款・繰入金、一項、一目・一般会計繰入金三千八百九十万九千円の増額。これは、医療費総額に対する町負担分約六％と、歳出、第一款の事務費分を繰り入れるものなのですが、歳出、第二款で見込んでおります医療費が伸びる見込みであることと、歳入第一款・第二款・第三款でご説明申し上げましたとおり、医療費総額に対して交付される額が不足すると見込まれ、財源不足が予想されますので、一般会計から繰り入れるものでございます。

次に歳出について申し上げます。

第一款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費、九節・旅費二万二千円の減額。十三節・委託料十万四千円の減額は、実績見込みによる減額でございます。

第二款、一項・医療諸費、一目・医療給付費三千四百四十四万八千円の増額。本年度三月から十一月診療分の実績額が三億七千五百九十七万五千円であり、これを元に二月診療分までの実績を見込んでの増額でございます。二目・医療費支給費百六十万五千円の増額。高額医療費・移送費・コルセット等の現金給付分でございまして、四月から一月までの実績を元に三月までの実績を見込んでの増額でございます。高額医療費を五百件見込んでおりましたが六百件になる見込みであり、これが主な要因でございます。三目・審査支払手数料十四万七千円の減額。本年三月から十一月診療分までの実績を元に二月診療分までの実績を見込んで算出いたしております。

以上、予算の概要をご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

**議長（近藤一輝）**　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第一款・支払基金交付金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）**　第二款・国庫支出金

**十一番（黒崎政美）**　詳しく説明を受けましたけれども、二四％交付で、国からの算式の方を聞きそびれましたので、どういうあれか、もう一度お願いします。

**議長（近藤一輝）**　住民課長

**住民課長（谷　良一）**　まず、医療費を見込みます。それで先ほど説明しましたように、約二四％が交付されるべきでございますが、そこで国の方が調整をいたします。

先ほど、一般会計で説明しましたように、その調整が約八割で、変更申請をする時に八割に抑えられます。そして尚且つ、国庫の場合は交付をされる時には、それの九割を見込まれます。それで先ほど言いましたように、単純に言いまして八割と九割で、交付額の七二％しか来ないということでございます。これが一般会計からの繰入れも該当します。

以上です。

**議長（近藤一輝）**　ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）**　第三款・県支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）**　第四款・繰入金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）**　歳出に移ります。

第一款・総務費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）**　第二款・医療諸費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）**　これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

黒崎議員

**十一番（黒崎政美）**　歳出の医療費支給費の件ですけど、確か説明では五百件から六百件の伸びがあると…、
それで、どういうことで百件の伸びが予測出来るのか、っていう説明をお願いします。
**議長（近藤一輝）**　住民課長
**住民課長（谷　良一）**　先ほど説明しましたように、これは高額医療費が主なものでございますが、平成十四年の十月に法改正があり、高額医療費が緩和になっております。
と申しますのは、外来においては、まず制度上、高額の発生がありえなかったということでございます。そして入院に関しては、額が大きかったので、十四年の九月まではあまり高額の対象者がいなかったということで、十四年の十月から法の改正によりまして高額の該当者が増えたわけでございますが、まだ始まったばかりで、こちらのちょっと見込みが出来なかったということで、九月の補正の時にも補正をさせてもらったんですが、それ以上に該当者が多かったということで、九月の補正で五百件を見込んでいたところ、対象者が六百件で高額医療費の対象者が多くなったということでございます。
そういうことで、それぞれ外来の方も入院の方も緩和になったということで、高額医療の対象者が増えたと、そういうことでございます。
**議長（近藤一輝）**　ほかに質疑はありませんか。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
**議長（近藤一輝）**　質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。
（「討論なし」と呼ぶ者あり）
**議長（近藤一輝）**　討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから、議案第十九号、平成十五年度小値賀町老人保健事業特別会計補正予算（第二号）を採決します。
おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
**議長（近藤一輝）**　異議なしと認めます。
したがって、議案第十九号、平成十五年度小値賀町老人保健事業特別会計補正予算（第二号）は、原案のとおり可決されました。

**日程第十七、議案第二十号、平成十五年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算（第二号）を議題とします。**
本案について提案理由の説明を求めます。
住民課長
**住民課長（谷　良一）**　議案第二十号、平成十五年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算（第二号）についてご説明いたします。
この度の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ百四十万二千円を減額し、予算総額を三億一千三百三万三千円にするものでございます。
それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳入から順次ご説明いたします。
七頁をお開き下さい。
第四款・国庫支出金、一項・国庫負担金、一目・介護保険給付費負担金六十二万九千円の増額は、一節・現年度分で二百五十一万円の減、これは平成十五年三月から十一月までの保険給付費の実績等を元に国が推計した内示額による減額で、二節・過年度分三百十三万九千円の増は、十四年度の介護給付費負担金の交付額確定に伴う精算交付分として追加交付されるもので、差引きますと、六十二万九千円の増額となります。二項・国庫補助金、一目・調整交付金百二十四万円の増額は、国が調整交付金を算出する際に用いる調整交付金交付率が八％から八・七九％に変更されたことによる増額でございます。二目・事務費交付金十九万五千円の減額は、十二月末までの介護認定申請件数（二百三件）の実績等を元に、年度末までの補助対象事務費を試算しましたところ、減額となる見込みでございます。主な要因としましては、当初見込に対して介護認定申請件数が下回る見込みのため、これに伴う主治医意見書作成手数料及び認定調査に係る費用が減額になるためであります。

第五款・県支出金、一項・県負担金、一目・介護給付費負担金六十二万五千円の減額は、平成十五年三月から十一月までの保険給付費の実績等を元に、県が推計した内示額による減額であります。

第六款、一項・支払基金交付金、一目・介護給付費交付金四百十一万七千円の減額は、平成十五年十一月までの保険給付費の実績等を元に、社会保険支払基金が試算した内示額に基づき減額としております。

第七款・繰入金、一項・一般会計繰入金、一目・介護給付費繰入金七十一万八千円の減額は、平成十五年三月から十一月までの保険給付費の実績等を元に、十五年度における年間の保険給付費総額を見込み、町負担金を算出し、減額としております。二目・その他一般会計繰入金三十六万円の減額は、事務費分でありまして、歳出で出てまいりますが、低所得者特別対策事業費及び介護認定審査会費用等の減額が主なものであります。

第九款・諸収入、四項・雑入、三目・返納金の二百七十四万四千円の増額は、県の実地指導により、介護サービス事業所（養寿園）が介護給付費の算定を誤っており、その分の介護給付費が返納されるものであります。

次に歳出についてご説明いたします。

第一款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費二十二万二千円の減額ですが、その内容としまして、十二節・役務費で八千円の減、十九節・負担金、補助及び交付金の二十一万四千円の減は、低所得者特別対策事業費分で、これは事業対象者数及び利用料の減による減額であります。三項、一目・介護認定審査会費九万三千円の減額は、十一節・需用費は、消耗品費七万円の減、十二節・役務費は、通信運搬費で二万三千円の減、ファックス使用料の減によるものであります。二目・認定調査等費十五万円の減額は、十一節・需用費五万円の減、これは消耗品費の減額であり、十二節・役務費で五万八千円の減、十三節・委託料で四万二千円の減であります。これは介護認定申請件数が当初見込みに対して減になることに伴う主治医意見書作成手数料及び訪問調査委託料の減額であります。四項、一目・広報費九万円の減額は、当初計画では、町民へのＰＲ用チラシの作成費用分を予算計上しておりましたが、十六年度において国の補助事業を活用し、町内の各世帯向けに福祉サービス等の啓発用として福祉ガイド的な冊子を作成し、その中に介護保険コーナーを設けるようにしたため、今回減額するものであります。

第二款・保険給付費、一項、一目・介護サービス等諸費四百万円の減額は、一月時点までの保険給付費の実績等を元に、年度末までの介護サービス等諸費の総額を試算しましたところ、減額になるものであります。これは、施設介護サービス費

が当初見込みに対し、死亡等による利用者の減のため、施設介護サービス給付費が減額になる見込みのためであります。二項、一目・支援サービス等諸費二百万円の減額は、給付対象者であります要支援者数の減に伴う、居宅サービス費等利用料の減によるものであります。三項・その他諸費、一目・審査支払手数料二万円の増額は、介護保険給付費の支払いに係る審査件数の増による増額であります。四項・高額介護サービス等費、一目・高額介護サービス費の二十四万円の増額は、対象となる高額サービス費の件数及び費用の増によるものであります。

第五款、一項、一目・基金積立金、二十五節・積立金四百八十九万三千円の増額は、介護保険給付費準備基金への積立金であり、これは、平成十五年度の介護保険事業の事業実績見込を試算しますと、財源に余剰金が発生するため、基金へ積立てするものであります。

以上、補正予算の概要をご説明申し上げました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

**議長（近藤一輝）** これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第四款・国庫支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）** 第五款・県支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）** 第六款・支払基金交付金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）** 第七款・繰入金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）** 第九款・諸収入

**十番（立石隆教）** 先ほどの説明で、養寿園の方の算定の仕方がちょっと間違いがあったと、いう説明が…、

立石議員

まあ、それが元での返納金だということでございますが、これの、どこが算定間違いであったかということは、ちゃんと把握しておられますか。

それから、これは県の方がチェックをしない前に、うちの方でチェックをするということは出来ないものなんでしょうか、二つを伺います。

**議長（近藤一輝）**　住民課長

**住民課長（谷　良一）**　まず第一点ですが、これは養寿園で、基本食事サービス費を指摘されております。

と言うのが、実四名、延べ四十八名分が鼻から点滴をしております。これが平成十四年十月から一年分、十五年の九月までなんですが、取れないところを食事加算しており、医療と介護で二重請求をしておったそうでございます。

それで、養寿園としては悪気はなかったんですが、分からなくて二重請求をしてたということを指摘されましての、返還でございます。

それともう一点の、町では判らなかったかというのは、私は多分判らなかったんじゃなかったかなと、県の指導じゃなければ判らなかった…、養寿園の方も「当たり前だ」ということで、医療と介護で二重請求して当たり前のこと、ということでしておりましてので、町では判らなかったと思います。

以上です。

**議長（近藤一輝）**　ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）**　歳出に移ります。

第一款・総　務　費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）**　第二款・保険給付費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）**　第五款・基金積立金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）**　これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
**議長（近藤一輝）**　質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。
（「討論なし」と呼ぶ者あり）
**議長（近藤一輝）**　討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから、議案第二十号、平成十五年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算（第二号）を採決します。
おはかりします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
**議長（近藤一輝）**　異議なしと認めます。
したがって、議案第二十号、平成十五年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算（第二号）は、原案のとおり可決されました。

**日程第十八、議案第二十一号、平成十五年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第三号）を議題とします。**
本案について提案理由の説明を求めます。
**建設課長（中村敏章）**　議案第二十一号、平成十五年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第三号）の提案理由をご説明いたします。
この度の補正の主なものは、特定環境公共下水道事業の追加割り当てによる事業費の増額補正でございます。
第一表「歳入歳出予算補正」に示しますとおり、既定の歳入歳出予算にそれぞれ一千六百四十万円を追加し、予算総額を

六億四千四百三十三万五千円とするものでございます。
それでは、補正予算の内容を説明書の事項別明細書により、七頁・歳入よりご説明いたします。
一款、一項、一目・下水道使用料の五十万円の増額は、前方地区の使用料の増加が主なものでございます。
二款、一項、一目は、追加割り当てによる一千八百万円の追加補正でございます、補正後の国庫補助金は、八千八百万円となります。
七款、一項、一目・下水道事業債の減額補正は、浜津地区の単独事業の減額が主なものでございますが、二百十万円減額し、補正後の下水道事業債を三億五千五百三十万円としております。
歳出では、追加割り当てによる特定環境公共下水道事業費の追加と、県代行負担金九百万円の減額補正が主なものでございます。
一款、一項・総務管理費では、報償費・需用費を四十六万二千円減額補正し、補正後の一項・総務管理費を二千七百六十七万四千円としております。
二款、一項、二目の減額補正は、単独管渠工事費百五十万円の減額補正が主なものでございますが、管路計画の見直しによる管路延長の短縮及び埋設深の変更等により減額となっております。三目・公共下水道事業費でございますが、十一節・需用費を三十万円減額補正し、十五節・工事請負費は、補助管渠工事の追加割り当て三千六百万円の追加、単独管渠の減工による八百万円の減額となっております。十九節・負担金九百万円の減額補正は、県代行事業費の減額によるものでございます。
二款、一項・施設整備費の補正後の総額を、五億六千百二十一万三千円としております。
三款、一項、二目、償還金三十万円の減額補正は、貸付実行日の変更によるものでございます。
四款、一項、一目・予備費を三万八千円増額し、予備費総額を二十八万八千円とし、補正後の小値賀町下水道事業特別会計歳入歳出予算総額を六億四千四百三十三万五千円といたしました。
以上、提案理由のご説明をいたしました。
よろしくご審議のほど、お願いいたします。
**議長（近藤一輝）**　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第一款・事業収入　　横山議員

**九番（横山弘蔵）**　使用料について今の説明によりますと、前方地区の下水道使用料が若干増えたということでありますけども、平成十五年度末においてですね、現在、前方地区の下水道の使用率ですかね、その辺は今どのくらいになってるんですかね。

**議長（近藤一輝）**　建設課長

**建設課長（中村敏章）**　お答えいたします。

接続率でよろしいですか…、五四％となっております。

**議長（近藤一輝）**　ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）**　第二款・国庫支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）**　第七款・町債　　松永議員

**六番（松永勇治）**　町債の、農業集落排水事業債と公共下水道事業債、どちらも辺地債・過疎債をですね、下水道債に振り替えられておりますけれども、元利償還の七〇から八〇％が交付税で措置される補助債であります、辺地・過疎債に対し、下水道債の借入れをした場合に、償還についての下水道債のですね、何か措置があるのかお尋ねします。

**議長（近藤一輝）**　建設課長

**建設課長（中村敏章）**　お答えいたします。

辺地債は八〇％と思いますんですけど…、

下水道債ももちろんございます。今までは五〇％だったんですが、四五％になっております。

**議長（近藤一輝）**　松永議員

**六番（松永勇治）**　七〇％と八〇％との償還費の援助がある過疎・辺地債が、五〇％から四五％、今、話では四五％と

いうことで大分なひらきがありますけどもね、これは下水道債に代わった、その理由ですね、お願いいたします。

**議長（近藤一輝）**　建設課長

**建設課長（中村敏章）**　お答えいたします。

辺地債についてもですね、過疎債につきましても県の枠がございまして、本来なら五〇・五〇のとこですけど、どうしても枠がですね、はみ出てしまうもんですから…、県の枠をですね、

ですから、通常五〇・五〇でやってるんですけど、辺地債を二五、そいで下水道債を七五としております。

**議長（近藤一輝）**　ほかに質疑はありませんか。

歳出に移ります。

第一款・総務費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）**　第二款・施設整備費

**十番（立石隆教）**　立石議員

三目の公共下水道事業費の十五節で、工事請負費二千八百万の追加補正でございますが、これは先ほどの説明で、追加割当があったということで、ここに出されておりますけれども、この小値賀地区公共下水道管渠工事は、この金額で言えば、何メートル分が追加工事となるんでしょうか。

**議長（近藤一輝）**　建設課長

**建設課長（中村敏章）**　約五百メートル分でございます。

**議長（近藤一輝）**　ほかに質疑はありませんか。

**十番（立石隆教）**　立石議員

工期は今年度中でしょうね、今年度中に終わるんですね、

**議長（近藤一輝）**　建設課長

**建設課長（中村敏章）**　お答えいたします。

予算書の四頁に『繰越明許費』を計上しておりますけど、ここの欄にですね、繰越額を三千六百万計上してございます。

ですから一応契約しまして、契約繰越という形を執りたいと考えております。

ですから、工事は翌年度になろうかと思います。

**議長（近藤一輝）**　ほかに質疑はありませんか。

**八番（伊藤忠之）**　二目の農業集落排水の中で、浜津地区の減額の、工事変更だとお聴きしましたんですが、その内容をお願いします。　伊藤議員

**議長（近藤一輝）**　建設課長

**建設課長（中村敏章）**　減額の理由でございますけど、独居老人の方の一件、単独事業で管路を計画していたんですけど、どうもそこに住まわれる見込みもないみたいだし、また接続の意思もないみたいだったものですから、もう計画を止めましてその分の延長を削減しております。

それと、あと埋設深の変更でございますけど、その分によっての減額でございます。

**議長（近藤一輝）**　ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）**　第三款・公債費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）**　第四款・予備費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）**　これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

**六番（松永勇治）**　先ほど、建設課長から説明がありまして解かっているわけですけども…、　松永議員

町債のですね、ここで言いますと、辺地債が二千七十万減って下水道債が一千九百三十万、大体まあ百％切り替えられとるちゅうことですね、

それと、公共下水道事業債につきましても、辺地債と過疎債と合せたものが六千八百万になりますので、これも下水道債にまんまる代わっとると、いう解釈でよろしいですね、

そした場合に、先ほど、枠があって五〇％・五〇％というのは、下水道債の五〇％ちゅう、元利償還に対する助成ですね、

ですけれども、この過疎債・辺地債が七〇％・八〇％が、五〇から四五％しか措置されないと、償還費に対するですね、それをちょっと確かめたんですけれども、ちょっと語尾の方で何か下水道債だけの話で、これがどういうにしてこう代わっ

たのか、ちゅうのをですね…、枠があるのは解かってるんですけども、全額こういうふうに下水道債に代えられた、ちゅうのが、先ほど、二五％か何とかが過疎債とあれに振り分けられたちゅう、ちょっと説明もあったようなもんですから、まあ一度確認いたします。

**議長（近藤一輝）**　建設課長

**建設課長（中村敏章）**　起債申請の折にですね、当初においては、県の指導もあり下水道債五〇％、それで過疎債五〇％ということで計画しております。

それがですね、どうしても県の方も過疎債の枠がございますので、それで五〇％を、下水道債を二五％上げて、そして過疎・辺地債を二五％下げられるというようなことになっております。

**議長（近藤一輝）**　ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）**　質疑なしと認めます。

次に、第二表『繰越明許費』についてご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）**　質疑なしと認めます。

次に、第三表『地方債補正』についてご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）**　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）**　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第二十一号、平成十五年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第三号）を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）**　異議なしと認めます。

したがって、議案第二十一号、平成十五年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第三号）は、原案のとおり可決されました。

**日程第十九、議案第二十二号、平成十五年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第三号）を議題とします。**

本案について提案理由の説明を求めます。

**診療所事務長（吉元勝信）**　議案第二十二号、平成十五年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第三号）の提案理由を説明いたします。

この度の予算補正は、診療収入の全体的な見通しによる減額及び医師一名分の給与減額と医師業務委託に係る委託費の増加、並びに医薬品購入費の減額が主なものでございます。

第一条は、第一表「歳入歳出予算補正」に示しますとおり、既定の予算から歳入歳出それぞれ三百五十万円を減額し、補正後の総額を四億一千四百四十万円とするものでございます。

それでは、説明書事項別明細書の七頁より、補正予算の概要をご説明いたします。

歳入では、一款・診療収入、二項・外来収入で、三目・老人保険診療報酬収入を三百万円減額いたしております。

この主な要因といたしましては、十二月から二月において風邪などの急性疾患を昨年並みと見込んでおりましたが、予想よりかなり受診率が落ち、特に老人保健の被保険者につきましては、極端な減収が予想されましたので、今回減額補正を行うものです。

四款・繰入金、一項・他会計繰入金、一目・事業勘定繰入金は、十一万四千円増額して、一項・他会計繰入金の補正後の総額を四千七百九十一万四千円にしております。これは、国民健康保険特別調整交付金の「へき地直営診療所運営分」の補

助交付額が決定いたしましたので、国保会計で予算化し、今回繰入金の補正をいたしました。
六款・諸収入、二項・雑入、二目・雑入を六十一万四千円減額して、補正後の総額を百十万七千円にいたしております。前回補正でも減額いたしましたが、さらに個人負担の衛生材料費が減少の見込みでありますので、減額をいたしております。
歳出では、一款・総務費、一項・施設管理費、一目・一般管理費補正の主なものは、人件費で五百九十五万八千円の減額補正でございます。十二月の時点で早急な医師補充体制として一月から三月分医師人件費の予算化をしておりましたが、最終的には正職員としての医師の補充が出来ず、三カ月間医師の委託職員配置に切り替えたために減額修正が必要となりました。十三節・委託料は、先ほども説明いたしましたが、一月から三月まで、山口大学籍の医師が離島医療の研修を兼ねて勤務しておりますので、その分の業務委託料七十万円の三カ月分と、他委託職員分の減額調整でございます。十九節・負担金、補助及び交付金の六十万円減額は、委託医師の配置により診療応援を削減いたしましたので、今回減額をし、一目・一般管理費の補正後の総額を一億七千七百三十六万二千円といたしました。また二項・研究研修費、一目・研究研修費、九節・旅費の二十五万円増額につきましては、医師の県外学会研修参加旅費等による増額計上でございます。
二款、一項・医業費、二目・医薬品衛生材料費で、十一節・需用費四百万円の減額補正は、歳入で説明いたしましたが、診療報酬の伸びが若干緩やかになったために、医薬品購入費が下がる見込みでございますので減額をいたしております。一項、一目・給食費で二十万円の増額は、入院患者の賄材料費の増加に伴うものでございます。
四款、一項、一目・予備費は、四百六十三万九千円増額し、予備費総額を七百一万九千円にいたしました。今回は最終的な予算として歳入歳出の予想を厳格に行い、各項毎の予算配分が厳しいものとなっておりますので、ここで集中化を図り、今後の突発的な施設の維持管理費の増、並びに医業費等運営上の特殊事情について対応をいたしたいと考えております。
以上、平成十五年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第三号）に係る補正予算の概要を説明いたしました。
よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

**議長（近藤一輝）**　これで提案理由の説明を終わります。
これから質疑を行います。
第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。
第一款・診療収入

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）**　第四款・繰　入　金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）**　第六款・諸　収　入

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）**　歳出に移ります。

第一款・総　務　費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）**　第二款・医　業　費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）**　第四款・予　備　費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）**　これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）**　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）**　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第二十二号、平成十五年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第三号）を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
**議長（近藤一輝）**　異議なしと認めます。
したがって、議案第二十二号、平成十五年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第三号）は、原案のとおり可決されました。
おはかりします。
ただいま町長から、議案第三十二号、財産の取得についてが提出されました。
これを日程に追加し、追加日程第二十一として議題にしたいと思います。
ご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
**議長（近藤一輝）**　異議なしと認めます。
したがって、議案第三十二号、財産の取得についてを、追加日程第二十一として議題とすることに決定しました。
しばらく休憩します。

―休憩　午後二時七分―

―再開　午後二時七分―

**議長（近藤一輝）**　再開します。
おはかりします。
本案は、議案第二十三号、平成十六年度小値賀町一般会計予算と関連がありますので、日程の順序を変更し、追加日程第二十一、議案第三十二号、財産の取得についてを先に審議したいと思います。
ご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
**議長（近藤一輝）**　異議なしと認めます。
したがって、日程の順序を変更し、追加日程第二十一、議案三十二号、財産の取得についてを先に審議することに決定し

ました。

**追加日程第二十一、議案第三十二号、財産の取得についてを議題とします。**

局長に議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

**議長（近藤一輝）**　本件について提案理由の説明を求めます。

**農林課長（中谷　功）**　議案第三十二号、財産の取得について提案理由をご説明いたします。

この度の財産取得につきましては、県営畑地帯総合整備事業、県営地域用水環境整備事業において整備いたしました施設及び土地について、長崎県条例第二十九号の、長崎県有財産の交換、譲与等に関する条例に基づき、長崎県より小値賀町へ無償財産譲与を受けるものでございます。

今回の譲与は、昨年六月定例議会にて承認を賜りました、簡易水道に関するもの及び営農飲雑用水に関する施設及び土地以外の施設及び土地の譲与を受けるものでございます。

財産譲与を受けますのは、農業用用配水施設、農道、堆肥製造施設及び環境整備施設に関する施設及び土地でございます。主な工作物取得につきましては、農業用用配水施設の内、送水管施設として岳の内揚水機場一ヶ所、送水管百六十二・一メートル、配水施設として岳の内調整池一ヶ所、番岳配水槽一ヶ所、配水管八千八百三十八・四メートル、水管理施設として水管理システム施設一式、農道として基幹農道五路線三千七百六十三メートル、堆肥製造施設として堆肥舎関連施設四棟、機械一式、その他の施設として事務事業所一棟、職員宿舎二棟でございます。

次に、環境整備施設として緑化事業二ヶ所、せせらぎ水路十二・八メートル、浮桟橋一基、管理用道路三百六十六メートル、管理用歩道三百九十五・三五メートル、休息所三棟、便所棟二棟、防護柵千六百三十五メートル、ベンチ十六基、案内板七基、照明施設四基でございます。

主な土地取得につきましては、岳の内調整池用地三万三千三百七十五平方メートル、農道用地として八反田線五千八百二十八・八七平方メートル、浜津線三千四百九十五平方メートル、柳線三千四百十三・七四平方メートル、中村線二千八百四十・三一平方メートル、大浦線二千四百七十五・四九平方メートルでございます。

詳細につきましては、施設財産調書、土地内訳書を添付いたしております。

譲与を受けた後の維持管理につきましては、町から小値賀土地改良区へ維持管理委託をいたすようにいたしております。
なお、野崎ダム、承水路及び海底送水管については、県有財産とし、町にて維持管理いたすこととなります。
これにより、県営畑地帯総合整備事業、県営地域用水環境整備事業に係る施設及び土地につきましては、すべて財産譲与を受けたことになります。
以上、財産の取得について、地方自治法第九十六条第一項第八号の規定により、ご提案申し上げます。
よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

**議長（近藤一輝）**　これで提案理由の説明を終わります。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）**　質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。
（「討論なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）**　討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから、議案第三十二号、財産の取得についてを採決します。
おはかりします。
本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）**　異議なしと認めます。
したがって、議案第三十二号、財産の取得については、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

―休憩　午後二時十四分―

―再開　午後二時三十分―

**議長（近藤一輝）**　再開します。

**日程第二十、議案第二十三号、平成十六年度小値賀町一般会計予算を議題とします。**

本案について提案理由の説明を求めます。

**総務課長（大黒泰三）**　議案第二十三号、平成十六年度小値賀町一般会計予算についてご説明いたします。

総務課長

平成十六年度の国の予算は、これまでの「改革断行予算」という基本路線を継続し、構造改革を一層推進し、活力ある経済社会と持続的な財政構造の構築を図るために、歳出全般にわたる徹底的な見直しを行い、歳出改革により、一般会計歳出及び一般歳出について実質的に平成十五年度の水準以下に抑制するとともに、特別会計につきましては、各特別会計の性格及び予算執行の状況等を踏まえ、事務事業の見直しを行い、歳出の効率化・合理化を図ることとしております。

また、予算の配分に当たっては、歳出構造改革を推進するとの基本的考え方を踏まえ、活力ある経済社会の実現に向けた予算の重点的かつ効率的な配分を行なうこととしております。

このような方針に基づいて編成された平成十六年度の一般会計予算の規模は八十二兆一千百九億円で、前年度比三千二百十八億円、〇・四％増となっており、一般歳出は、四十七兆六千三百二十億円、前年度比三百九十八億円、〇・一％増の緊縮財政となっております。

一方、平成十六年度の地方財政計画では、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入の伸びが見込めない一方で、公債費が高い水準で推移すること等により、依然として大幅な財源不足が生じるものと見込まれております。

このため、地方財政計画の歳出については、「基本方針二〇〇三」に沿って、国の歳出予算同様に徹底して見直すことになり、定員の計画的削減等による給与関係経費の抑制や地方単独事業費の抑制を図り、財源不足の圧縮を図ることを基本として地方財政対策を講じることとしております。

なお、本町における予算編成は、景気低迷や農漁業の不振等により、町税が伸びることは望めない状況にあります。

また、本町の財源の大きなウエイトを占める地方交付税も大幅な制度の改正が予想されるなど、厳しい予算の編成となっております。

このため、小値賀町振興計画を基調として、経常的経費や管理的経費の節減に努めるとともに、事務事業の見直しや縮減などを考慮し、限りある財源を活用して町内経済の活性化対策、少子高齢化等の福祉対策、生活環境の改善対策、後継者の育成確保対策等、重要かつ緊急な課題に対処するための予算を編成しております。

それでは、予算の内容についてご説明いたします。

第一条は「歳入歳出予算」に示しますとおり、予算総額は三十億二千八百万円でございます。前年度の当初予算に比べ、五億七千四百万円、約一六％の減となっています。

ちなみに、前年度と比較しますと、人件費で一千四百八十六万円、二％の減、物件費五千百六十万七千円、一〇％減、維持管理費で一千五百八十万六千円、四二％の減、補助費で一千二百十一万四千円、五％増、普通建設事業で四億二千三十万八千円、五一％の減、公債費三千百七十四万七千円、四％の減、積立金五百六十三万七千円、六五％の減、投資及び出資金一千四百二十九万三千円、六九％の減、繰出金一千三百五十一万七千円、四％の減等となっております。

第二条「債務負担行為」は、第二表のとおり、「肉用牛経営規模拡大事業補助金」に係る債務の期間、並びに限度額を定めております。

第三条「地方債」は、第三表のとおり、「漁場環境保全創造事業」他九件の事業に係る地方債と地方交付税の減額補填のための臨時財政対策債一億二千万円を含む合計二億九百万円を計上しております。

第四条「一時借入金」は、歳計現金の不足を補う借入金でございまして、借入限度額を六億円と定めるものでございます。

第五条「歳出予算の流用」については、同一款内での各項間の流用について地方自治法に基づく運用の規定でございます。

それでは、事項別明細書十四頁からご説明いたします。

一款・町税、一項・町民税、一目・個人で四千九百九十八万九千円の計上、二目・法人で七百九十四万円の計上、二項、一目・固定資産税で七千七十八万三千円の計上、二目・国有資産等所在市町村交付金で百七十六万八千円の計上、三項・軽自動車税で六百九十二万三千円の計上、四項・町たばこ税で一千八百六十五万一千円の計上、五項・特別土地保有税一千円は科目設置でございます。

二款・地方譲与税、一項・所得譲与税六百万円の計上、二項・自動車重量譲与税で一千七百万円の計上、三項・地方道路譲与税で一千万円の計上、四項・航空機燃料譲与税で二万六千円の計上しておりますが、二款・地方譲与税につきましては、国税として徴収され、地方公共団体に譲与されるものでございまして、過去の実績と今後の動向を勘案しながら計上しております。

また、国・地方財政の「三位一体改革」の一環として、所得税から地方住民税への本格的な税源移譲までのつなぎとして、十六年度から所得譲与税が新設されております。

なお、所得譲与税につきましては、都道府県と市町村に対してそれぞれ総額の二分の一が譲与され、各都道府県と市町村に人口規模に応じて配分されることになっております。

三款、一項・利子割交付金を百九十万円計上。

四款、一項・配当割交付金十六万二千円。

五款、一項・株式等譲渡所得割交付金三万四千円は、平成十五年度税制改正により、県民税配当割と県民税株式等譲渡所得割が創設され、平成十六年一月一日から施行されました。県は、その徴収した財源の一部を交付金として、市町村に交付することになっております。

六款、一項・地方消費税交付金は二千三百万円計上。

七款、一項・自動車取得税交付金一千万円計上。

八款、一項・地方特例交付金で六百万円を計上しております。

九款、一項・地方交付税は十六億一千万円を計上しておりますが、前年度当初予算を比較しますと一億四千万円、八％の減で予算計上をしております。国の地方財政計画によりますと、地方団体に交付される地方交付税は六兆八千八百六十一億円、前年度比一兆一千八百三十二億円、六・五％減となっており、この減額分は臨時財政対策債を発行して補填することとなっております。

十款、一項・交通安全対策特別交付金一千円は科目設置でございます。

十一款・分担金及び負担金、一項・分担金で二十三万五千円の計上は、土地改良事業に係る受益者分担金でございます。

二項・負担金は、各節のとおり百十万一千円を計上しております。

十二款・使用料及び手数料、一項・使用料は、各節のとおり二千四百五十五万九千円の計上でございます。二項・手数料一千百二十一万五千円は、ほぼ前年度並みの計上をしております。

十三款・国庫支出金、一項・国庫負担金で五千四十三万二千円を計上しておりますが、一目・民生費国庫負担金の保険基盤安定負担金一千二百万円、知的障害者援護施設支援費負担金一千八百四十八万一千円が主なものでございます。二項・国庫補助金は、各節のとおり七百十二万三千円を計上しております。三項・委託金で、六百三十九万一千円の計上でございます。

十四款・県支出金、一項・県負担金で、三千六十三万五千円を計上、二項・県補助金で三億四千百十一万六千円を計上しておりますが、四目・農林水産業費県補助金の、ながさき「食と農」支援事業三千六百三十二万一千円や、漁港事業補助金二億九百七十五万九千円が主なものでございます。三項・委託金四千百五十二万八千円の計上は、一目・総務費委託金の参議院議員選挙委託金四百十七万円、小値賀空港管理業務委託金三千万円、六目・土木費委託金で県道維持管理工事委託金二百九十四万円が主なものでございます。

十五款・財産収入、一項・財産運用収入六百七十一万四千円を計上しております。二項・財産売払収入三千円は、科目設置でございます。

十六款、一項・寄附金七千円も科目設置でございます。

十七款・繰入金、一項・基金繰入金三億六千七百五万二千円は、二目・振興基金繰入金一億七千万円を、町の活性化事業の財源として企画費・農業振興費・農地費・水産業振興費・水産業施設費・漁港建設費・商工業振興費・観光費へそれぞれ充当しております。六目・地域福祉振興基金繰入金三千万円は、老人福祉費・身体障害者福祉費に充当するものでございます。八目・減債基金繰入金一億六千万円は、公債費の償還財源として繰入れるものでございます。他の基金繰入れは、それぞれ基金の目的によって充当いたしております。二項・特別会計繰入金一千円は科目設置でございます。

十八款、一項・繰越金は、十五年度からの繰越金を二千万円見込み計上いたしております。

十九款・諸収入、二項・町預金利子十万円は、普通預金利子でございます。四項・雑入七千六十万九千円は、県営漁港施設使用料一千七十二万三千円、農業集落排水事業県促進交付金二千万円、公共下水道県促進交付金二千二十四万円が主なものでございます。

二十款、一項・町債、各節のとおり、財政補填の臨時財政対策債一億二千万円を含めて二億九百万一千円の借り入れ予定ですが、今後の事業費の動向等で額の変更は予想されます。

次に歳出を申し上げます。

一款、一項・議会費六千三百十万九千円の計上。

二款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費二億三千四百六十三万八千円は、庁舎の維持管理に係る経費、保守点検料、各種事務機器のリース料が主でございます。二目・文書広報費四百二十万円は、例規集等の追録代でございます。三目・会計管理費で三万円の計上、四目・財産管理費一千百六十七万六千円は、ターミナルビルの維持管理費、町有建物共済保険料、下水道の接続工事等を計上しております。五目・企画費五百五十八万九千円は、おぢかフォトコンテスト事業として、小値賀をテーマとした四季折々の風景等を写真を通して再確認し、魅力ある地域づくりを考え、応募作品は展覧会を開催し、その中で優秀な作品は観光パンフレット、ポスター、チラシ、ホームページ等に活用し、小値賀町のイメージアップを図りたいと思っております。

また、小値賀町をイメージした「町のマスコットキャラクター」を公募し、イラスト・着ぐるみの作成により「小値賀町」を多くの人に身近に感じてもらうとともに、各種イベント等に活用し、広くＰＲ活動に利用したいと考えております。六目・交通安全対策費百四十六万七千円を計上、七目・空港費四千百二十四万九千円の計上は、十九節・負担金、補助及び交付金に離島航空路線確保緊急対策補助金としてオリエンタルエアブリッジの赤字補填分一千二百万円を計上しております。十目・ふるさと創生事業費四百七十三万四千円は、後継者育成のための結婚祝金・若者定住奨励金の計上、また現在、人材育成塾事業の中で行なっております「エコミュージアム」まちづくり事業で調査・研究をしておりますので、それらの情報をもとにした地域資源等を活用したまちづくり構想策定委託料を計上しております。また、新規就業者の支援として就業準備金二百万円を計上しております。また、地域活性化のための研修補助金五十万円を計上しております。二項・徴税費三千五十六万八千円の計上、三項・戸籍住民基本台帳費一千四百六十六万四千円は、住民基本ネットワーク関係の経費が主なものでございます。四項・選挙費六百二十二万三千円は、今年度は、参議院議員選挙費等の執行経費を計上しております。五項・統計調査費六千二百五万二千円の計上は、一目・統計調査総務費で百二十三万九千円を計上、商業・工業・サービス業・農林業・事業所・国勢調査の調査区設定調査等の経費でございます。二目・国土調査費六千八十一万三千円は、斑地区

の地籍調査事業の経費を計上しております。六項・監査委員費に百五十七万九千円を計上しております。

三款・民生費、一項・社会福祉費で二億八千九百十八万二千円の計上は、一目・社会福祉総務費一億六千三百五十一万九千円の計上、社会福祉協議会に対する補助金一千三十八万四千円と、国保特別会計外三件の繰出金九千九百四十八万六千円が主なものでございます。二目・国民年金事務費二十三万五千円の計上、三目・老人福祉費四千五百五十八万九千円の計上は、生きがい活動支援ディサービス事業外四件の委託料等を計上しております。四目・身体障害者福祉費七千九百八十三万九千円は、身体障害者施設支援費外七件の扶助費七千九百三万六千円が主なものでございます。二項・児童福祉費で七千六百九十五万三千円は、一目・児童福祉総務費で被用者児童手当の扶助費が主でございます。三目・児童福祉施設費に保育所の運営費を六千五百十六万七千円計上しております。三項・災害救助費四千円は科目設置でございます。

四款・衛生費、一項・保健衛生費一億四千五十八万七千円は、一目・保健衛生総務費で国保診療所と簡易水道の特別会計繰出金八千三百四十四万六千円が主でございます。二目・予防費で二百七十二万六千円の計上、三目・環境衛生費八百二十五万二千円は、葬斎場等の経費を計上しております。四目・健康増進費は、生活習慣病健診等の委託料他各節のとおり、一千三百十七万一千円を計上し、町民の健康管理と疾病予防に努めます。二項・清掃費、一目・塵芥処理費五千五百四十三万四千円は、ごみ焼却場、不燃物処理場の管理運営費でございます。二目・し尿処理費三千九百五十六万七千円は、し尿処理施設の管理運営費を計上しております。

五款・農林水産業費、一項・農業費は、一目・農業委員会費四百八十四万円の計上、二目・農業総務費で、五千七百五十七万五千円の計上、三目・農業振興費八千三百九十三万九千円で、ながさき「食と農」支援事業補助金として六千二百三十九万八千円は、野菜生産組合へのハウス建設の助成、担い手公社の機械購入・格納庫の建設の助成、新規就農者への共同ビニールハウスの整備に係る支援をいたします。四目・畜産業費一千八百九十七万二千円は、肉用牛振興ビジョン21対策事業として牛舎・堆肥舎・管理施設の整備を図るための補助、肉用牛経営規模拡大のための補助金を計上しております。五目・農地費九千百九十三万八千円では、農道舗装工事費借入金元利償還金補助、県営担い手育成畑総事業借入金元利償還金補助等の計上でございます。二項・林業費一千九百八十一万八千円は、松くい虫防除・森林病害虫防除・保全松林整備として経費を計上しております。三項・水産業費、一目・水産業総務費で一千百五十二万九千円の計上、二目・水産業振興費一千六百六十七万三千円は、漁場環境保全創造事業として着定基質の設置による藻場造成を行い、漁場環境の改善と水産資源の回

復を図るための予算の計上でございます。三目・水産施設費二千五百八十五万二千円は、アワビ種苗センターとアワビ館の維持管理費を計上しております。四目・漁港管理費で二千五十九万六千円の計上、五目・漁港建設費三億二千三十四万二千円は、継続事業の町営漁港五箇所と県営漁港の事業費に係るものでございます。

六款、一項・商工費四千十六万八千円は、一目・商工総務費八百七万三千円で、小値賀交通株式会社運行補助金を計上しております。二目・商工業振興費七百十万五千円では、商工関係に係る補助金を計上、三目・観光費二千四百九十九万円で、観光施設・自然学塾村の維持管理費、観光協会補助金、ながさき島の自然学校補助金が主なものでございます。

七款・土木費、一項・土木管理費、一目・土木総務費一億八百八十八万八千円は、下水道特別会計繰出金八千二百八十万円の計上が主なものでございます。二項・道路橋梁費、二目・道路維持費一千四百二十九万八千円は、交通安全施設、町道補修に係る予算を計上しております。三目・道路新設改良費三千円は科目設置でございます。三項・住宅費四百九十三万円は、公営住宅の維持管理費を計上しております。

八款、一項・消防費、一目・非常備消防費で、六千八百四十六万六千円の計上は、本年行なわれます北松操法大会出場経費と広域消防事務委託負担金が主なものでございます。二目・消防施設費六百七十四万三千円は、各分団の消防車・施設に係る維持費を計上しております。三目・災害対策費二千円は科目設置でございます。

九款・教育費、一項・教育総務費、一目・教育委員会費で八十八万五千円の計上、二目・事務局費で三千九百七十二万円の計上しております。二項・小値賀小学校費、一目・学校管理費で一千四十七万二千円の計上、二目・教育振興費で三百二十五万八千円の計上、三項・斑小学校費、一目・学校管理費五百二十一万一千円の計上、二目・教育振興費で四十七万七千円の計上、二項・小値賀中学校費、一目・学校管理費八百四十三万七千円の計上、二目・教育振興費八百十万二千円の計上は、各学校の管理運営費でございます。六項・幼稚園費三千二十三万八千円の計上、七項・社会教育費、一目・社会教育総務費二千三百二十三万六千円を計上、二目・公民館費九百四十一万六千円を計上、三目・総合センター費七百四十五万一千円、四目・歴史民俗資料館費五百四十五万七千円は管理費でございます。五目・埋蔵文化財調査費四百三十七万六千円は、農村集落排水事業と開発事業計画地の遺跡確認調査費を計上しております。六目・図書館費八百六十万九千円は、管理運営費でございます。八項・保健体育費、一目・保健体育総務費二千百四十二万四千円の計上、二目・学校給食費二百二十六万七千円を計上しております。

十款・災害復旧費、一項・農林水産施設災害復旧費六千円を計上、二項・公共土木施設災害復旧費三千円の計上、いずれも科目設置でございます。

十一款、一項・公債費、一目・元金六億六千八百九万七千円の計上、二目・利子一億三千四百八十二万五千円は、起債償還利子一億三千二百八十二万五千円、一時借入金利息二百万円を計上しております。

なお、一般会計の公債費残高は、十六年度末見込で四十七億五千八百四万七千円となり、十五年度に比べ、四億五千九百九万七千円減少いたします。

十二款・諸支出金、二項・特別会計繰出金二千三百万円は、渡船事業特別会計繰出金でございます。

十三款・予備費一千三百九十五万六千円を計上いたしました。

以上で、予算概要の説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

**議長（近藤一輝）** これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第一款・町　　税　　横山議員

**九番（横山弘蔵）** 町税の一目・個人の分でですね、前年度比二百八十万余り増えておりますけども、この不景気の折、また漁業・農業不振の折ですね、これの増額と言うかですね、税収の増える主な要因についてご説明お願いします。

**議長（近藤一輝）** 税務課長

**税務課長（西村久之）** お答えいたします。

個人の分で、均等割につきましは二千円から三千円に上がった分の増額でございます。個人の所得割につきましては、給与所得者の分の所得割が伸びておりますが、その他につきましては、前年よりも若干下がっております。その分で百九十万二千円、均等割で九十万。

それと、法人の分につきましては、七号法人で一件の増、九号法人で二件の増、その分の均等割の増が二十三万、それと、法人税割につきましては、皆さんもご承知のとおり、公共事業の減によりまして七百九十万余りの減、それぞれ合計しまし

て四百八十七万三千円の減ということになっております。

**議長（近藤一輝）**　ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）**　第二款・地方譲与税

**十番（立石隆教）**　先ほどの説明で、所得譲与税の説明がありましたが、これで六百万を計上しておりますけども、これの算定の仕方っていうのは基本的にはあるんですかね…、それとか内示された額っていうのがあるんでしょうか、どういう形でこの六百万というのが出てきたのか、教えていただきたい。

立石議員

**議長（近藤一輝）**　しばらく休憩します。

―休憩　午後三時五分―

―再開　午後三時七分―

**議長（近藤一輝）**　再開します。

**総務課長（大黒泰三）**　今の質問に対してお答えします。

総務課長

本年度は、所得譲与税がですね、四千二百四十九億円あるわけです。それを県とまず市町村と半分して、それの半分分を市町村で…、これは国勢調査の人口で割るようになっておりますので、この前数字が出てましたけど、一人当り千六百幾らかの数字で大体配分されると、それが大体六百万円前後になると思いますので、それで計上しております。

**議長（近藤一輝）**　ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）**　第三款・利子割交付金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）**　第四款・配当割交付金

**六番（松永勇治）**　金額は僅かですけれども、これもひとつ算定の基礎をお願いいたします。

松永議員

新しい科目のようでございますので…。

**議長（近藤一輝）**　しばらく休憩します。

―休憩　午後三時十一分―

―再開　午後三時十二分―

総務課長

**議長（近藤一輝）**　再開します。

**総務課長（大黒泰三）**　先ほどの件ですけど、県の方がこれは徴収いたしますので、町で算定しません。

県の方から来た額でそのまま上げております。

**議長（近藤一輝）**　ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）**　第五款・株式等譲渡所得割交付金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）**　第六款・地方消費税交付金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）**　第七款・自動車取得税交付金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）**　第八款・地方特例交付金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）**　第九款・地方交付税

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）**　第十款・交通安全対策特別交付金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）**　第十一款・分担金及び負担金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）**　第十二款・使用料及び手数料

**十番（立石隆教）**　一目の総務使用料の所で、小値賀港ターミナルビルの使用料が出ておりますけど、これも議会において

立石議員

審議をいたしましたが、新しい港の方で一平米幾らで貸すかっていうようなことでやりましたが…、
そこでですね、この使用料のことで、こういうことは『可能か』っていうことを伺っておきたいと思いますが…、
例えば「壁の使用」ということで、一平米・千円というふうに大体決めました。で、それは月に千円ですけれども、他所から比べると、島外者がそれを利用する場合は安いなという感じがします。島内の方にとっては「う～ん」というところもありますが、じゃ島外者に対してですね、少し高めにやるためには町のその取り決めを替えなきゃいけない訳ですから、それを二重に作るっていうことは色々難しいところがあるかなと考えますと、例えば壁面を全部千円で一旦、管理するかも知れない観光協会に貸してしまえば、観光協会がそれを平米・一万円で他所の業者に提供しても良いというふうに、そういうことは考えられないかなと…、
ということをこう思ったもんですから…、そうするとね、少し、例えば観光協会の収入は上がるわけで、上がっていけば小値賀町から出す補助金を下げられる、で結果的には町にとってもプラスだと、こういうふうに思うもんですから、
そういう可能性は有りかな、無いかなということで、ここで関連してお伺いしときます。

**議長（近藤一輝）**　しばらく休憩します。

―休　憩　午後　三時　十八分―

―再　開　午後　三時　十九分―

**議長（近藤一輝）**　再開します。

**総務課長（大黒泰三）**　ターミナルビル条例の中で、五条に「転貸の禁止」っていうのが出てますね、それに引っ掛かるんじゃないかと思うわけですね、観光協会が何して、またその面を他の方に貸す訳でしょ…、
そうした場合、この五条の部分が「転貸の禁止及び譲渡」、それが引っ掛かってくるんじゃないかなと思います。

**議長（近藤一輝）**　ほかに質疑はありませんか。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）**　第十三款・国庫支出金
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）**　第十四款・県支出金

総務課長

伊藤議員

**八番（伊藤忠之）**　県補助金の、農林水産業、一節の農業費補助金の中で、先ほど総務課長から、ながさきの「食と農」の説明を受けましたけども、担当課長にひとつもうちょっと詳しく説明をお願いします。

**議長（近藤一輝）**　農林課長

**農林課長（中谷　功）**　お答えいたします。

ながさき「食と農」支援事業は三つ事業がありまして、一つは従来、農家の方が組合を作りましてハウスを建てておりますけれども、一応連棟ハウス五棟、五千平米を一応考えておりまして、この事業費が二千八百万円、これの三分の一が補助金でございます。九百三十三万三千円。

続きまして、担い手公社の機械、それから格納庫の建設費でございます。この事業費が一千九百五十万円の三分の一、六百五十万円。

それから、アグリフレッシュ支援事業と言いまして、これは新規就農者の支援をするもので、同じくハウス施設を建設するものでございまして、二戸の農家が該当いたしますので、トマトハウス、これを千六百平方メートルと千四百四十平方メートルでございます。事業費といたしましては、四千九十七万七千円、これの二分の一、二千四十八万八千円が補助金でございます。このアグリフレッシュ事業につきましては、小値賀ではまだいたしておりませんけれども、ベンチ栽培で行いたいというふうなことで、事業費が高くなっております。

**議長（近藤一輝）**　伊藤議員

**八番（伊藤忠之）**　先ほど、担い手公社のハウス並びに倉庫の施設の答えがありましたので、担い手公社に関連しますので、お伺いします。

担い手公社のですね、今度研修生が今年の六月位に多分二人卒業になると思いますけども、そうなるとまた新しい研修生を雇わなければならない、そうなった場合に、営農指導員のですね、山内さんが大変苦労なさると私も想像してますんですが、その件に対しての対応策と言いますか、そういう方面はどのように考えておられますか。

**議長（近藤一輝）**　農業委員会事務局長

**農業委員会事務局長（福田　等）**　お答えいたします。

第二期生が今度二名研修を終了いたしまして、一名の方は畜産をやるそうです。一名の方がですね、ハウスをやるように

いたしておりまして、それと、第三期生の方がですね、家庭の都合と言いますか、で一名、二月いっぱいで辞めました。
それでですね、今度三名の方をですね、一応研修生として採用するようにして、十四日の日にですね、一応面接をいたすようにいたしております。
今まで、山内指導員が一名でしたわけですけども、これからも一応研修生が四名になりますけども、一応きついですけども、指導員は一名でですね、当分は行きたいと思っております。

**議長（近藤一輝）**　ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）**　第十五款・財産収入

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）**　第十六款・寄附金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）**　第十七款・繰入金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）**　第十八款・繰越金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）**　第十九款・諸収入

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）**　第二十款・町債

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）**　歳出に移ります。

第一款・議会費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）**　第二款・総務費

小辻議員

**三番（小辻隆治郎）**　一目、十節で交際費、これ町長の交際費ですけども、減っとるようですけども、どういうことでしょうかね…、

**議長（近藤一輝）**　総務課長

**総務課長（大黒泰三）**　この交際費の二百万ですけど、前年度は二百五十万円組んでおりました。

で、二〇％下げまして、なるべく金を使わないようにということで、他に需用費の食糧費関係は出ておりますので、大体純然たる土産、いろんな祝儀、そういう分でございますので、今回、二〇％位前年度より減らして計上しております。

**議長（近藤一輝）**　ほかに質疑はありませんか。

伊藤議員

**八番（伊藤忠之）**　三十八頁の、十五節・工事請負費で、イントラネットの整備事業のちょっと内容と言いますか、設置場所をよろしくお願いします。

**議長（近藤一輝）**　総務課長

**総務課長（大黒泰三）**　お答えします。

このイントラネットの増設ですけど、今出来ております新小値賀港のターミナル、そこまでの分と、それと納島がですね、今無線で跳ばしてるんですけど、なかなか高さが低いため、波の影響を受けまして、それでなかなか届かないということで、ちょっと場所を変えまして、本島の方と納島の方の場所を…、それで無線が通じるようにするための工事でございます。

通常でしたら、配線するわけですけど、納島自体がちょっと離れてますので、無線で跳ばしております。その無線で跳ぶとに一番効率のいい場所を選んでやろうと思っております。

**議長（近藤一輝）**　ほかに質疑はありませんか。

立石議員

**十番（立石隆教）**　四十一頁の、五目・企画費でございますけれども、この八節の報償費のところで、先ほど説明がありました、「おぢかフォトコンテスト事業」と「マスコットキャラクター作成事業」、マスコットキャラクター作成事業の説明の中で、着ぐるみをどうのこうのっていうふうに言ってましたので、これ、作成事業、どういうキャラクターにするかっていう、絵を作成するのに十万位かなあと思うんですが、もしこれを元に着ぐるみまで作ろうとしてたら、この金額で出来るのかなあと…、いうの思ったりするもんで、どこまでどう考えておられるのか、そしてこれを元にその先にこういうことを考えているというのがありましたら、説明して下さい。

**議長（近藤一輝）**　総務課長、大きな声で答弁して下さい。

**総務課長（大黒泰三）**　このマスコットキャラクターですけど、まず、一般の方に応募しまして、その中でどういうあれが良いかっていうことで、そのためには報償費の中で「最優秀賞」・「優秀賞」っていうふうな形で賞金も出すようにしております。

それで、それが後決定しましたら、ここに委託料組んでいるわけですけど、そのイラスト関係を作ってもらうことと、その着ぐるみまで作って、そこまで行こうと思ってるわけですけど…、

で、それを小値賀町自体にいろいろイベントありますけど、町としてのそういうキャラクターがないわけですね、他所の町に行ったら色んな独特のキャラクターを持っておりますし、そういうとを小値賀で作って、小値賀には鹿がありますので、そういうとをどういうふうに生かすか、まあ鹿でなくてでも他の形でやっていくか、そういうところのまず形に入りたいと思っています。

**議長（近藤一輝）**　立石議員

**十番（立石隆教）**　一応キャラクターの募集をして、そして決めて、それをきちんとしたデザインにするということですが、五十万でそれ全部出来るのかなあと、ちょっと心配もあります。

それで、その着ぐるみを作って、そして色んなイベントに出るっていうのは大変結構なことだと思いますが、それに入る人っていうのは職員がやるご予定なんですか？（笑い声あり）

他所の所でですね、確かテレビで良く出てるのに、ゴミの分別で何とかレンジャーとかですね、あれは福祉職員がですね、そこに入って、で、ゴミの分別の仕方を指導していくっていう、あれは大変良い企画だなあと思いますけど、こういうのもせっかく作ったらですね、単なるイベントに出るだけじゃなくて、住民課のゴミの分別やそういうなものの啓発なんかにも使うのも結構なことだなあと思うんですけど、五十万で出来ますか。

**議長（近藤一輝）**　総務課長

**総務課長（大黒泰三）**　金額的にこれで出来るとは言えませんけど、どういうイラストが出来るかによって違いますし、やっぱりそういう着ぐるみでも色んな着ぐるみがありますので、そこら辺で、まあ出来る範囲の中でやって行ければと思っています。

**議長（近藤一輝）**　総務課長、答弁漏れがあります。

**総務課長（大黒泰三）**　答弁漏れがありましたので。

　そのイベント・イベントによりますので、その時の、担当課の職員か、また他の事業主体でやる場合、そういう形の人達に使っていただくと、ということでございます。

**議長（近藤一輝）**　ほかに質疑はありませんか。

**三番（小辻隆治郎）**　四十四頁、十目の、十三節・エコミュージアム構想を今少しお伺いしたいんですけども、これをもう少し具体的にお聴きしたいと思います。

**議長（近藤一輝）**　総務課長

**総務課長（大黒泰三）**　エコミュージアムの事業ですけど、現在、一般の人、子供達も入れて地元の良い所を掘り起こそうと、例えば、街を歩いてみて軒下の変わったとがある、地蔵様があって…、色んな地区毎に色んな伝統的な形がありますので、そういうとを今掘り起こして調査してるわけです。

　そういうとを今調査してますけど、それをデータベース化して、今年でしたかね、ターミナルビルの待合所にもその写真を貼ったりして、その中で掘り起こした中で、小値賀町は今からどういう形の中でこういうあれが活かし切るか、っていうことで今調査しているところです。いずれ、その探検隊の形の結果が出てきますので、それを報告書みたいな形で取り上げて今後の町の振興に活かしたいと思っているとこです。

**議長（近藤一輝）**　ほかに質疑はありませんか。

**三番（小辻隆治郎）**　同じ十目のですね、十九節、就業準備金二百万計上されてますけども、前年度実績とですね、そして私はあんまりこういう補助金は好きじゃないんですけど、こういうのがまだ必要となるのかどうかですね、絶対必要となるのかどうか、お考えを聴きたい。

**議長（近藤一輝）**　総務課長

**総務課長（大黒泰三）**　お答えします。

　この就業準備金ですけど、本年度は二名分を組んでおります。昨年度の実績が二名でございました。

**議長（近藤一輝）**　町長

**町長（山田憲道）**　就業準備金ということで、今小値賀に帰って新しく商売をしたいという方もボチボチ増えておられます。

そういうことで、何も可にも無い場合には銀行もなかなか借りられないということで、この準備金につきましては、当分の間続けさしていただきたいと思っております。

**議長（近藤一輝）**　ほかに質疑はありませんか。　立石議員

**十番（立石隆教）**　四十四頁、七目・空港費のところで、補助金の、往復航空券の購入補助金というのが百二十万計上されております。

これについても如何にたくさん飛行機に乗っていただくか、ということの策の一つでありますが、これを有効に使うためにどのようなことをやりながら、これが最大限使われるようにしたいと思っておられるのか、具体的な方策が考えておられるなら伺っておきます。

**議長（近藤一輝）**　空港管理事務所長

**空港管理事務所長（平野久之）**　お答えします。

四月から長崎の二便になるわけですが、その後の状況がまだはっきりしておりません。その後の便を続けるためにも一所懸命頑張って乗降率を上げようと思っております。

**議長（近藤一輝）**　立石議員

**十番（立石隆教）**　このことにつきましては、例えば、それを所管するのが総務課なのか、空港管理事務所なのか、っていうようなですね、縄張り争いなんかしないで、やれる場所は場所でですね、それぞれが努力するっていうことは絶対やってほしい、私の管轄ではないとかですね、あっちの方がやるべきだとか、っていうようなことを言ってですね、小値賀町の空港が存続出来るかどうかの危機的状況ですよ、そういう盥回しをもししてるようであれば、これ由々しき問題だと私は思います。

大いにやれる場所で、それぞれが努力をして下さい、付け加えて言っておきます。

**議長（近藤一輝）**　空港管理事務所長

**空港管理事務所長（平野久之）**　頑張って利用客の増加に努めたいと思います。

**議長（近藤一輝）**　ほかに質疑はありませんか。　伊藤議員

**八番（伊藤忠之）**　先ほど、小辻議員からご質問がありました、エコミュージアムの探検隊の事務所を借り上げるようになってますけども、事務所はどこに設定を考えてるんでしょうか。

**議長（近藤一輝）**　総務課長

**総務課長（大黒泰三）**　今現在はですね、周さんの家の一角を借りているわけですけど…、

それで四月からですね、何か他の人が入りたいということで、ちょっと他の所をまた当っているわけですけど、なるべく集まりやすい場所としたら、本通りが良いんじゃないかということで、大体本通り界隈を当っております。

**議長（近藤一輝）**　ほかに質疑はありませんか。

**十一番（黒崎政美）**　黒崎議員

各款の十九節に負担金とか補助金とかっていうのがありますけども、これらの中に、これは私も経験があります、監査委員の時に…、会議は、なかなか言い難いんですけども、形式上で、会議が終わった後は会食だとか宴会だとか、そういうこともあるわけです。

そういうことはですね、やっぱり自粛したらどうか、というふうに私は思うんですよ、各種委員会の手当、それ何かも頑張って下げていただいとると、全部が全部とは言いませんけれども、それの負担金とか何とかちゅうとは大変な数字に合せたら百何十万ですか、委員会手当は…、そのくらいに匹敵する始末は出来るんじゃないかと、

同僚議員の中にもそういう経験をした議員もおると思いますけれども、これはなかなか仲間内で「自粛しようじゃないか」っちいうとは言い難いと思うんですよ、しかし、こういう「厳しい・厳しい」と、町民に話すような状況であればですね、やっぱり各協議会とか何とかに出席した時に、「こんなことはもう止めようじゃないか」と、いうようなことも必要じゃないかと、

前、私も監査委員しとりましたけども、識見の井上監査委員なんてしょっちゅう言っておりました。行く時にも、遠い所に行っていろいろな研修をするのは良いけれども、我々は厳しいことを言ってるんだと、我々で自粛しようじゃないかと、そういう考え方は正しいと思います。それで、あの人は会の毎にそういうことをおっしゃられております。この中にもそういうことはなかってすけどね、私は大変、例えば、町長には申し訳ないけれども、町村会当りに行って、町村会でも北松の町村会とか県の町村会とかいろいろあるでしょ、そん時に負担金も幾ら、今出席する、

もう町長さんに一人絞りますけん、いろいろ言わんで…、

行ってその金以上に自分達も金を使うと、そういうことになっているんじゃないかと、だから、これは小値賀町だけで考えることじゃなくて、全体の自分達の、町長さんなら町長さんの当りの集まりの中で、それぞれの集まりの中で、「こういうことは止めようじゃないか」と、いうようなことが必要じゃないかと、

だから我々もそうだけれども、やっぱり皆さんに、町民には「厳しいよ、我慢して下さいよ」って言うなら、やっぱり自らそういう英断があって然るべきじゃないかと、いうふうに考えておりますけども、如何ですか。

**議長（近藤一輝）**　町　　長

**町長（山田憲道）**　どうもお答えいたします。

研修会、会議の懇親会、いろいろありますけれども、全部が全部出ているということではございません。

ただ、県の人達との本音でのですね、会やいろいろがあるかと思いますが、その場合は五千円の今まで負担金を取ってたわけですが、その内の三千円を町が出します、二千円は夕食代というような感じでですね、個人で出していただきたいというふうに一応お願いして、この三千円分のですね、予算を組んでいるということでご理解いただければと思っております。

**議長（近藤一輝）**　黒崎議員

**十一番（黒崎政美）**　事情はよく解かるんですよ、だから一遍に止めれっち言わんとですよ、そういう心構えで、そういうことで他の町村当りでも話していただければ、やっぱりそういうことをやって行きながら、町民の方にも、

今、町長相手に話していますけど、また違う方面もいっぱいあっとですよ、だからそういうこともやっぱり考える必要はあるんじゃないかと、いうふうに考えます。

よろしく前向きに検討方、お願いします。

**議長（近藤一輝）**　町　　長

**町長（山田憲道）**　北松町村会もあともう僅かでですね、もうあとそんなにないというふうに聴いておりますし、北松の方もですね、いろいろと会議も段々減るし、それから会議負担金じゃなくて、普通の負担金もですね、減っております。

そういうことで、今からまだまだ削減、縮減は今後とも続けて行きたいと思っておりますので、ご理解をよろしくお願いしたいと思います。

**議長（近藤一輝）**　ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）**　第三款・民　生　費

**十番（立石隆教）**　立石議員　五十六頁、三目でございます、老人福祉費、十三節の委託料の所で、生きがい活動支援デイサービス事業委託料、昨年の当初予算が一千百五十六万二千円でしたが、それからするとかなり低い額でございます。

実績に基づいているかとは思いますが、こういう緊縮で一所懸命無駄を省きながらと考えたかも知れませけれども、内容を、どうしてそれだけ少なく見積もられたかと、いうことをお伺いします。

**議長（近藤一輝）**　住民課長

**住民課長（谷　良一）**　お答えします。

まず、歳出を言う前に歳入の方をいきたいんですけど、この生きがい活動支援通所事業が十六年度で補助金がゼロになっております。十五年度は四分の三ありました。

と言うことで、補助金がゼロになったために、十五年度は一千万位あったかと思いますが、単独事業になりましてちょっと考えまして、補助がないからサービスは止められない、というちょっと難しくなりましたので、社協と話し合いをしまして、一件当りの単価を出来るだけ下げてくれないかというのを交渉しました。

そこで、一件千四百円下げてもらいました。実際払うのが今まで四千八百円だったのが、三千四百円になりました。

それで、先ほど立石議員が言いましたが、人数はあまり変わっておりません。その単価の減のために一千万近くが七百八十九万になったということでございます。

**議長（近藤一輝）**　ほかに質疑はありませんか。

**四番（浦　英明）**　浦　議員　四目の身体障害者福祉費ですね、これの二十節、五十八頁になりますけどね、

この中で、知的障害者施設支援費これが三千六百九十六万二千円、それと知的障害者地域生活援助事業四百七十七万六千円というふうに載っておりますけども、十四年度の決算を見たところ、この科目がなかったもんで、新規なのか、それと、この内容について詳しく説明をお願いいたします。

**議長（近藤一輝）**　住民課長

**住民課長（谷　良一）**　お答えします。

これは十五年度から県から町の方に移譲されております。
それで、内容としては、知的障害者施設支援費というのは、知的障害者援護施設入所者に要する費用でございまして、入所者は十二名でございます。
もう一つ、知的障害者地域生活援助事業というのは、知的障害者グループホームに入居している人に要する費用でございまして、入居者は三名でございます。

**議長（近藤一輝）**　ほかに質疑はありませんか。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）**　第四款・衛　生　費
しばらく休憩します。

―休　憩　午後　三時　五十七分―

―再　開　午後　四時　九分―

**議長（近藤一輝）**　再開します。
衛生費、ありませんか。

**七番（岩坪義光）**　岩坪議員
六十八頁の、塵芥処理費、十三節、スクラップ処理委託料、去年は七百万使わず、火葬場の屋根の修理にしたんですけども、これは四月に業者を寄せて入札するんでしょうか、その辺をお伺いいたします。

**議長（近藤一輝）**　町　長

**町長（山田憲道）**　お答えいたします。
今、最終処分場にスクラップが並んでおりますけれども、四月になってからですね、業者を集めまして、それで全部でどのくらいかかるのかということで、見積もりを取りたいと思っております。
そしてその金額によって六月にですね、補正で上げたいと考えております。

**議長（近藤一輝）**　ほかに質疑はありませんか。

**七番（岩坪義光）**　岩坪議員
今、町長は何か六月に補正に上げるっちいうこつは、どういうこつですか、これをオーバーするっちいうこつですか。（笑い声あり）

**議長（近藤一輝）**　町　　長

**町長（山田憲道）**　すんません。私の勘違いで訂正させていただきます。

一応、スクラップ処理委託料はですね、先ほど言いましたとおり、一応前年並みに上がっているようでございますが、一社じゃなくて四・五社集めて、そしてこれが金額が足るか足らないかはちょっと今のところは判りません。

ただ、前年並みに上げたということでございます。

**議長（近藤一輝）**　ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）**　第五款・農林水産業費　　立石議員

**十番（立石隆教）**　七十七頁の、五目・農地費、十三節・委託料のところでございますけれども、堆肥製造施設管理委託事業、これが昨年からいたしますと、大分減額をして予算化しておるようですが、それの内訳を伺います。

更に、堆肥製造施設の稼動状況を伺います。

**議長（近藤一輝）**　農林課長

**農林課長（中谷　功）**　お答えいたします。

堆肥製造施設につきましては、十六年度に畑地帯産地形成基盤整備支援対策事業という補助金をいただくようになっております。これが三カ年いただきますので、その分の補助金と合せまして残りの不足した分を百二十万委託料で計上いたしておると、いうことでございます。

ですから、一応支出の方が七百三十五万五千円みておりまして、歳入の方が先ほどの事業費補助金の三百万円と、堆肥の一応販売を三百十五万四千円みておりまして、差し引き百二十万一千円の分に対しての委託料と、いうことでございます。

稼動状況につきましては、実はただ今、戻し堆肥の製造をいたしているところでございまして、四月から本格的な堆肥造りをしようと、いうふうなことにいたしております。

と言いますのは、出来るだけ多くの戻し堆肥を製造いたしまして水分調整に使用しないと、後々がですね、大変なことになるという状況でございます。

**議長（近藤一輝）**　ほかに質疑はありませんか。　　末永議員

**五番（末永一朗）**　七十五頁の、ながさき「食と農」の支援事業の中身の説明をお願いします。

**議長（近藤一輝）**　農林課長

**農林課長（中谷　功）**　お答えいたします。

先ほど、伊藤議員さんのご質問がございまして説明はなされて重複いたすかとは思いますけれども、再度申したいと思います。

ながさき「食と農」支援事業の集落営農担い手支援事業の中で、一般の農家対象といたしまして連棟ハウス五棟、五千平方メートルを予定いたしております。事業費が二千八百万円でございます。

それから、同じくながさき「食と農」支援事業の中の、集落営農担い手支援事業で、これは担い手公社の機械及び格納庫の新設工事でございまして、これが一千九百五十万円でございます。

それから、アグリフレッシュ支援事業でございまして、これは新規就農者の支援事業を行うわけでございます。二棟建てまして一棟が千六百平方メートル、あと一棟が千四百四十平方メートルでございます。事業費につきましては、四千九十七万七千円でございます。

**議長（近藤一輝）**　ほかに質疑はありませんか。

**九番（横山弘蔵）**　横山議員

四目のですね、畜産業費の十九節、かあちゃん牛導入事業補助金七十五万円ですね、これは昨年も町長が肝煎りで始めたと思いますけども、そのですね、投資効果ちゅうのはあったのか、また、本年度もどのようにこれを有効利用するのかですね、その辺の事業の成果とですね、見通しをお伺いします。

それからですね、ついでに五目の農地費、十三節、土地改良施設維持管理委託事業ですね、一千百六十万、これは小値賀町の土地改良区に対する補助金でもあると思いますけども、畑総が終わってですね、ダムも完成して農業用水のですね、収入がどのくらいあっているのか、これの委託料にですね、関してですね、比較してみたいと思いますので、その辺のところよろしくお願いします。

**議長（近藤一輝）**　農林課長

**農林課長（中谷　功）**　かあちゃん牛につきましては、十五年度は一応五頭の導入があっております。

ご承知のように、結果が直ぐ表れるわけではございませんで、約一年五カ月から二年位、二年まではいかないと思います

けれども、結果は出てくるのではなかろうかなと、いうふうに考えております。
　それから、農地費の千百六十万円の分でございますけれども、水の使用料につきましては、全体でですね、二百五十万ばかりをみております。
　と言いますのが、使用料そのものは九十六万円でございますが、あと施設の使用料等がございますので、大体そのような形になります。給水量のですね、基本料金がありましてこれが百四十四万、それから使用料が九十六万、トン数にしたら四万八千トンです。

**議長（近藤一輝）**　ほかに質疑はありませんか。

**六番（松永勇治）**　松永議員
先ほど、立石議員からの質問がありましたけれどもね、堆肥製造施設管理委託料事業の委託料ですが、事業費が七百三十五万ちゅうことやったんですけれどもね、その中で、実際に県補助とか他の財源は直接そこに入って、そして不足分を百二十万委託料として出しているということですかね、ちょっとお尋ねします。

**議長（近藤一輝）**　農林課長

**農林課長（中谷　功）**　先ほど言いましたように、畑地帯産地形成基盤整備事業というのがございまして、これが補助金の欄で三百万出ていると思います。それから販売収入ですね、これが三百十五万四千円、一応みておりまして収入計が六百十五万四千円でございます。
　それで歳出でございますが、一応主なものでいきますと、人件費ですね、これが四百八十万円でございまして、あと運営に関わるものがございまして七百三十五万五千円ということで、差し引いて百二十万一千円ということでございます。

**議長（近藤一輝）**　松永議員

**六番（松永勇治）**　私はですね、流れを言っているわけでございまして、実際委託料で出すのであればですね、歳入でそういうなその他の特定財源を受けてですよ、そしてこの事業費の七百三十五万円を委託料で出すっちゅうことであれば、委託料としての意味は解かるんですけど、ただ百二十万ちゅうのは今言われた三百万とかいろいろ言われて、実際は七百三十五万五千円か、ですけれども、委託料でただ百二十万出したっちゅうことがですね、その他の特定財源については直接管理されとる人に入ってですよ、そしてあとの不足分を百二十万円町が委託料として出すとっちゅう解釈であればですね、ちょっと委託料として出すのは、補助金であればですね、そこんとこはようと私も判りませんけど、その経理内容がですね、これ

でいいのかなあと、いうだけです。はい。

**議長（近藤一輝）**　農林課長

**農林課長（中谷　功）**　お答えいたします。

確かに松永議員さん言われるとも解かるんですけれども、実はこれが補助事業でございますもんですから、補助金でいただくような形にしまして、これは先ほど答えました三年間が済みましたら、今おっしゃられた委託料の一本化と、いうふうなことになります。

**議長（近藤一輝）**　ほかに質疑はありませんか。

**五番（末永一朗）**　末永議員

八十二頁の水産の方で伺います。

漁業関係者の補助金が少しずつ下げられているんですが、小発動連合会の補助金の大幅に下げられているですよね、これがこの補助金の中で、シビとかマイカの探索に年に二・三隻づつ探索に出しているわけですが、その油代とか日当何かを支払っているわけですから、こげんに下げられると活動がでけんちゃなかっかいなっち思うってすたいな、そこら辺を何か説明をお願いします。

**議長（近藤一輝）**　町長

**町長（山田憲道）**　お答えいたします。

小発動の調査は、毎年十月以降に今やっているようでございます。

そういうことで、これは小発動連合会の運営費のみを一応上げまして、それで報告書並びに精算をですね、していただいて組みたいというふうに小発動の方には連絡はしております。

**議長（近藤一輝）**　ほかに質疑はありませんか。

**四番（浦　英明）**　浦議員

その前の頁、八十一頁ですね、これの十五節・工事請負費、九百八十九万二千円、これは藻場の造成というふうにさっき説明はありましたけども、これの環境の整備をどういうふうにされているのか、詳しい説明をお願いいたします。

**議長（近藤一輝）**　水産商工課長

**水産商工課長（筒井英敏）**　お答えいたします。

この漁場環境保全整備工事でございますけども、十五年度とその以前に行いましたとこの、浜津と古路ですか、乙子ですか、あすこが丁度二箇所入れておりますので、それと結んだとこに入れるということで予定しておりますけども、今年の分が自然石ではなくて、総務課長の方が藻場を造るということでご説明いたしましたけども、その意味も当然ありますけども、藻場育成も出来るプレートを取り付けることが出来る魚礁を入れるということでございます。

**議長（近藤一輝）**　浦　議員

**四番（浦　英明）**　プレートとはどういったものですか。

**議長（近藤一輝）**　水産商工課長

**水産商工課長（筒井英敏）**　お答えします。

魚礁を入れるとに、さっき言ったプレートを取り付ける金具がありまして、例えば、言うなればコンブですね、コンブとかの種糸を付けたものを取り付けられるような設計になっております。

**議長（近藤一輝）**　ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）**　第六款・商　工　費

**七番（岩坪義光）**　岩坪　議員

一目の商工総務費、十九節の八百万、小値賀交通運行補助金、小値賀交通も今大変厳しいと思いますけども、今年は運営上厳しい中で売上げを上げようと考えておると思いますけども、どういうふうな考えを今年はもっておるのでしょうか。

**議長（近藤一輝）**　水産商工課長

**水産商工課長（筒井英敏）**　お答えいたします。

おっしゃるとおり、大変小値賀交通の運営については厳しいものがございます。

昨年の十二月議会でもご説明したかと思いますけども、バス自体の広告関係にも力を入れたいということで、そっちの広告の方も出来ればもっともっと取りたいということでございます。

**議長（近藤一輝）**　ほかに質疑はありませんか。

**十番（立石隆教）**　立石　議員

ただ今の問題のところでありますが、十九節の小値賀交通の運行補助金、これは初めて当初予算に出て

きたと、いうふうに思います。

で、私は以前から、「これは当然組むべき問題だから当初予算に入れるべきだ」と、いうふうに主張をしておりましたのがやっと聞き入れてもらったかなあと、いうふうに思っておりますが、逆に、赤字が当然出るであろう八百万は貰えるな、と思えば努力をあまりしないという問題点もあると、いうことでですね、これは諸刃の剣でありますから、問題は非常にあるわけであります。

そこで、ただ今、岩坪議員の方からも質問がありましたけれども、ここで大事なのはそういうふうに努力をしないようになることを予防しなければいけないから、どんな努力をするんだと、いうことが大事でありますから、ここに予算が組まれたから安心して努力をしないということになったんでは、私が「当初予算で組むべきだ」っていうことが裏目に出るわけですので、どうかひとつそういう点では大いにこの赤字の状況ではありますけれども、如何にしたらその赤字を小さくするかという努力は大いにやっていただきたいというふうに思いますが…、ここにですね、八百万出たから抜本的な改革をですね、やらないちゅうことじゃなくても良いと思います。

これは減額補正しても良いんですから、私は途中でもですね、今のような三セクの体制を変えるということも含めて、もっと抜本的にですね、小値賀交通の有り方を考えるということを是非やっていただきたいと思うんですが、町長、如何ですか、今年はこのままでやりたいと、いや今年も考えていただいて、というふうに私は思うんですが、如何でしょう。

**議長（近藤一輝）**　町　　長

**町長（山田憲道）**　お答えいたします。

この前、十六年度の予算編成ということで、役員の皆様と会議をしたわけでございますけれども、その中で昇給をストップと、それから専務手当の減額、それから先ほど課長も言いましたが、プレートの作成による、少しでもですね、収入が上がるようにということで、それと今後民間への移行を全部考えましてですね、皆さん良く考えていただきたいと、

その後、四月に入ってからまた役員会を開く予定にしておりますので、いつまでも第三セクターでやるという気持ちはもっておりません。ただ、徐々にですね、やはり移行するような方向で進めたいとは思っておりますので、今しばらくお待ちいただければと思っております。

**議長（近藤一輝）**　ほかに質疑はありませんか。

伊藤議員

**八番（伊藤忠之）**　八十八頁の、十三節・委託料で、小値賀町の観光宣伝ビデオ制作について内容の説明をお願いします。

**議長（近藤一輝）**　水産商工課長

**水産商工課長（筒井英敏）**　お答えいたします。

これがですね、他町村には観光ビデオ等がありまして、当町の方にはその観光のＰＲとかをする時に口での説明だけで、動くものはビデオとかパソコンですね、パソコンに入れて口で説明しながら目で見ていただくと、そういうことで相手の方にも強いインパクトをもっていただきたい、それから小値賀の観光の活性化にも繋げたいということがございまして、小値賀の四季折々の島やら小値賀の姿、それから名所・旧跡、農漁業の特産品の紹介、それから特に遣唐使の昔から大陸と日本の海上交通の要衝として栄えた西海捕鯨の根拠地として古い歴史を刻んできた小値賀独特の姿も浮き彫りにした、五分から二十分程度のものを予定いたしております。

**議長（近藤一輝）**　ほかに質疑はありませんか。

**九番（横山弘蔵）**　今のビデオの件なんですけども、私達もですね、観光地に行って、あっちこっちに行きますけども、こういうビデオを買ったという記憶はありません。あと、あんまり売っているのを見たことないんですけども、これは何本位制作する予定にしてるんですか。

**議長（近藤一輝）**　水産商工課長

**水産商工課長（筒井英敏）**　これは売るということは考えておりませんで、一応観光ビデオというふうなことで作っていただきたい思いはありますけども、また記録的なものも原版としては残ると、いうこともございまして、先ほど申し上げました約二十分ですね、ビデオで申しませば二十分、それからＤＶＤでいきますと、ちょっと短めにも出来ますので、要約して例えば五分とか、一応当初予算でこちらの方が予定いたしておりますのは二十本でございます。

**議長（近藤一輝）**　ほかに質疑はありませんか。

**九番（横山弘蔵）**　そういうビデオを作るには、ちょっと二百三十万ですかね、高いような気もするんですけども、これの会社同士のですよ、見積もりとか取る予定はあるんですかね。

**議長（近藤一輝）**　水産商工課長

**水産商工課長（筒井英敏）**　お答えいたします。

当然、見積もりは取らなければならないと思っておりますので、見積もりを取りまして安い方の業者に委託をいたしたいと思います。

**議長（近藤一輝）**　ほかに質疑はありませんか。

**五番（末永一朗）**　八十九頁の、ながさき島の自然学校補助金の中身の説明をお願いします。　　末永議員

**議長（近藤一輝）**　水産商工課長

**水産商工課長（筒井英敏）**　お答えいたします。

この七百八十五万の内訳を言いますと、島の自然学校に四百万、それから『おぢか国際音楽祭』の方に二百六十万、人材育成で七十五万、それから春のキャンプに五十万を予定いたしております。

それから先ほど申し上げました、おぢか国際音楽祭の方で、長崎県の方の二十一世紀まちづくり事業の方の予算と、それから財団法人地域創造の芸術文化海外交流支援事業という、両方申請していたわけなんですけども、地域創造の方がちょっと多くの補助金を貰えるということでございますので、おぢか国際音楽祭の二百六十万は、またあとの方で予算の減額になるかとは思います。

**議長（近藤一輝）**　ほかに質疑はありませんか。

**九番（横山弘蔵）**　関連で質問いたしますけども、このながさき島の自然学校の補助金にですね、そういうのが一切含まれての七百八十五万円ですか…、音楽祭はですね、今のところ、何か独立して一つの事業みたいに外部から見て見えるんですけども、音楽祭は別にこの予算をですよ、計上したらどうかと思うんですけども、その辺どうでしょうか…、　　横山議員

同じ補助金を貰っているですね、島の自然学校がまた音楽祭の事務局と言いますか、実行委員会の方にですね、お金を、島の自然学校経由して繰り出していると、何か会計上、決算はどっちがするのかという気持ちになってくるんですけども、その辺の整合性ちゅうのはありますかね…、

**議長（近藤一輝）**　水産商工課長

**水産商工課長（筒井英敏）**　お答えいたします。

予算の整合性ということでございますけども、確かに、ながさき島の自然学校の中での、国際音楽祭ということでの補助でございますので、十五年度も十六年度も、この国際音楽祭だけに限って別の実績をこちらの方にはいたしてもらうように

言ってはございます。

**議長（近藤一輝）**　ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）**　本日の会議時間は議事進行の遅れから、あらかじめ、本日の議事日程が終了するまで延長します。

おはかりします。

本日の会議時間を延長することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

**議長（近藤一輝）**　起立全員です。

したがって、本日の会議時間を、本日の議事日程の終了するまで延長することは、可決されました。

しばらく休憩します。

―休憩　午後四時四十五分―

―再開　午後四時五十九分―

**議長（近藤一輝）**　再開します。

第七款・土木費

**三番（小辻隆治郎）**　七款、一目、十一節の需用費なんですけども、昨年は確か七百万以上需用費はあったと思うんです、それが何で七万三千円になったのか、ちょっとお伺いしたい。

**議長（近藤一輝）**　建設課長

**建設課長（中村敏章）**　お答えいたします。

昨年度は、消耗品としまして書籍の加除等が約十万程度ありますけど、それと消耗品費で四十万円、それで食糧費としまして交際費で二十五万円、それと昼食等ですね、これを五万円計上しておりました。

それで今年度は七万三千円の計上なんですけど、今回からですね、総務課の方で消耗品は全て扱いまして、後またこっちの方に振り出してくれるということでございますので、消耗品が約十万二千八百五十円、加除分でございます。

それと、あと七万三千円の内訳としましては、食糧費としまして昼食代の六百三十円の二十人分、一万二千六百円、

それと交際費として三回分の二万円で六万円、計の七万三千円の計上でございます。

**議長（近藤一輝）**　ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）**　第八款・消　防　費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）**　第九款・教　育　費

**九番（横山弘蔵）**　教育費のですね、二項、一目・学校管理費のですね、小学校の分です、それから中学校、斑小学校も同じですけども、先ほどの説明でありましたように、需用費の部分がですね、特に消耗品の部分が総務課に一括管理になったように聞いております。

それで、後でまた必要に応じてかどうか知りませんけども、またその現場にその消耗品のですね、需用費が払い戻されると思いますけども、私が思うにですね、教育長とか教育次長もこの予算関係では立ち会ったと思いますけども…、

学校のですね、事務の先生は外部からこちらに勤めてもらっておりますけども、転勤して来てもらっておりますけども、その辺のですよ、役場に来てですね、説明したり、電話で予算を執ったりですね、学校の教育費ちゅうのは意外と消耗品が多くてですね、ＰＴＡ何かでも良くそういう話をしておりますけども、その辺の遣い勝手の良さと言いますかね、学校が教育の現場において充分ですね、これを消化出来るような仕組みになっているのかどうかですね、

その辺、教育長でもいいですので、充分理解してもらっているのかどうかですね、ご答弁お願いします。

**議長（近藤一輝）**　教　育　長

**教育長（巖　充也）**　ただ今のご質問でございますが、今回このような形の執行の仕方っていうのはですね、当然学校の方も初めてのことでございます。

当然、私どもの担当の方がですね、学校の事務職の方と十二分な打合せをですね、しておりますので、今後、執行については学校になるべく迷惑のかからないような形でですね、執行は努めて行きたいと、いうふうに思っております。

細かい点については、次長の方から説明をさせたいと思います。

以上でございます。

**議長（近藤一輝）**　教育次長

**教育次長（西　浩三）**　お答えいたします。

もう少し具体的に申し上げますと、教育委員会全体でですね、八百六十万余りの金額が総務課の方に行っておりまして、それからまた配当でこちらに返していただくと、いうことになっております。

そういうことで、小学校を例にとりますと、学校管理費で二百八十万、それから教育振興費で百万と、小学校だけで三百八十万という数字がまあ消耗品費ですけども、そういうふうなことで教育費の中に予算が組んでおりませんので、その点につきましては、事務の職員を集めまして「こういうことになるから」という説明会はもう既にしております。

そういうことでございます。

**議長（近藤一輝）**　ほかに質疑はありませんか。

**十番（立石隆教）**　立石議員

七項・社会教育費でありますが、百十三頁に六目・図書館費、十八節・備品購入費の図書購入費三百五十万出ております。

今までの、かなり一所懸命予算を立てて本を集めてきておるわけでございますけども、現在の蔵書数をお知らせ下さい。

**議長（近藤一輝）**　しばらく休憩します。

―休憩　午後五時七分―

―再開　午後五時七分―

**議長（近藤一輝）**　再開します。

**教育次長（西　浩三）**　今、手元に資料がございませんので、後ほどお知らせさしていただきたいと思います。

**議長（近藤一輝）**　ほかに質疑はありませんか。

**十番（立石隆教）**　立石議員

ただ今の質問に対して保留ということでございますので、ただ蔵書数だけ知らせてもらっても私の言いたいことと、意とするとこでございませんので…、

実はですね、毎年こうやってコンスタントに図書購入をしておりますが、かなり本が増えてきてて、そしてそれの書庫等に実は困りつつあるのではないかと、いうふうに思うんですね、そういう対策を今のうちから打っておかなければ、これは大変なことになるのではないかと思うんです。

そういうふうなことでですね、実はお聴きをしているわけでございますが、そういう点については、まあここにはそうした予算も出てきておりませんので、どういうふうにお考えなのか、伺っておきます。

**議長（近藤一輝）**　教育次長

**教育次長（西　浩三）**　お答えをいたします。

今、資料をちょっと見ておりましたら、先ほどご質問の蔵書数ですけども、三万二千冊を超えるということになっております。

そういうことで、ご指摘のように、手狭になっておりまして特に展示をしてない部分ですね、倉庫に入っている部分、書庫に入ってる部分なんですけども、それで、ご承知かと思いますけども、振興計画の中で十七年度に増設をしたいと、いうことで計画に上げております。

同じフロアに二階に造らないとあんまり意味がないもんですから、そういうことで今合併浄化槽が隣にございます。その合併浄化槽を廃棄出来るのが下水道に接続した後じゃないと撤去が出来ないという問題もございまして、十七年度に計画をしたいと、いうことで一応計画には載せております。

**議長（近藤一輝）**　ほかに質疑はありませんか。

**九番（横山弘蔵）**　時間もなくてですね、大変気の毒なのでありますが、もう一つ質問をさせていただきます。

四目のですね、歴史民俗資料館費のところの、一節・報酬ですね、一万八千円、歴史民俗資料館運営協議会委員報酬ですね、多分、委員が集まって歴史民俗資料館の運営についてですね、展示の仕方とか協議していると思いますけども、最近ですね、私はこういう博物館の関係のですね、専門家と少し小値賀の博物館を一緒に見たのですけども、

やはり展示の仕方ですかね、あ～いうのでももう少し立体的にやったら良いんじゃないかとかですね、一度専門官を一時ですね、こちらに呼んで、もう一度この資料館の展示の仕方とかですね、もっと研究したら良いんじゃないかと、そういう意見をその方言ってましたけども…、

この報酬の一万八千円でですね、これには教育長なんかも入っていると思いますけども、教育長はこういう委員と話すためのですね、資料集めとか若しくは自分自身がですね、これ以前も問題になりましたけども、こういう資料館に足を運んでいるかどうかですね、その点も含めてですね、この報酬が充分なのかどうか、その辺も含めてですね、教育長の見解をお聴

横山議員

きしたいと思います。

**議長（近藤一輝）**　教　育　長

**教育長（巖　充也）**　歴史民俗資料館の方へはですね、何回か私の方も足を運んでおります。

で、これは委員の報酬の中にはですね、私の部分は入っておりません。これはあくまでも私は館長という立場ではございますが、委員にはなっておりませんので、あくまでもこれは委員の会合の時の報酬ということになろうかと思います。

今、ご指摘の展示方法等ですね、これについては専門の職員がおりますので、そういう者と相談をさせていただいてですね、そのようなことも含めて今後検討させていただければ、また、この資料館の委員さんがおりますので、そういうところともですね、協議をさせていただければと思います。

前向きに対応したいとは思います。

以上でございます。

**議長（近藤一輝）**　ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）**　第十款・災害復旧費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）**　第十一款・公　債　費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）**　第十二款・諸 支 出 金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）**　第十三款・予　備　費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）**　これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

**一番（加山雅徳）**　総務課長にちょっとお伺いします。　　加 山 議 員

歳出のところでですね、全体です、どこの項目にもあるとですが、リースですね、リースの件ですが、使用料及び賃借料

ですね、この件で、リースと購入の計算ちゅうですか、そこら辺の差額ちゅうのはどっちかどうかっちゅう、かなりの金額ありますね、この全体で見た時に…、

そこら辺の、まあ学校関係ではいろいろ事情があろうかと思うですけど、全般的にリースとその購入の差額で、どっちが得かと、いうふうなところの試算はしたことあるんでしょうか、ちょっとお伺いします。

**議長（近藤一輝）**　総務課長

**総務課長（大黒泰三）**　お答えします。

現金で買った場合、結構金額的におちると思いますけど、リースにした場合、月賦と一緒ですからその分利子が付きます。

ただ、買った場合、後の期間的な保証ですか、それがあるもんで、リースの期間中は五年なら五年のリース期間中で対応してもらうと、いうふうな考え方をもっております。

実際、買う方が安いとは思っております。

**議長（近藤一輝）**　加山議員

**一番（加山雅徳）**　買う方が安いちゅうことであればですね、最近はパソコン関係もかなり使い捨てっち言うたらあれですけど、かなり安くなっとるしですね、リースということになれば、そこに金利が付くわけですから、そういう意味においてかなりの私は差額が出てくるんじゃないかなあと、いう気がするんですけどね、そこら辺如何ですか。

**議長（近藤一輝）**　総務課長

**総務課長（大黒泰三）**　お答えします。

今、買った方が安いということもありましたけど、補助対象で入れる場合、備品で入れられなくてリースでしか出来ない部分がいっぱいあります。

それと、リースが切れた場合、次の形の品物が入ってこれる、そういう恩典はあります、リース期間中に…。

それと、リースが終わった後なんかですね、一月分位のリース料で後ずっと借れる、っていう恩典もあります。

**議長（近藤一輝）**　ほかに質疑はありませんか。

加山議員

**一番（加山雅徳）**　繰入金の件ですが、十一頁で『事項別明細書』の歳入のところで、前年度の繰戻金ですか、これが一億二千七百七十六万ということで、今年の分についてはどの位の見込みをみているか、そこら辺ちょっとお伺いします。

**議長（近藤一輝）**　しばらく休憩します。

―休憩　午後　五時　二十分―

―再開　午後　五時　二十四分―

**議長（近藤一輝）**　再開します。

**総務課長（大黒泰三）**　現在の状況でしたら、まだ交付税の額も分ってませんし、また補正予算がどれぐらい出てるか分っておりませんので、これは今のところ、ちょっと検討がつきませんので…。

**議長（近藤一輝）**　ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）**　質疑なしと認めます。

次に、第二表『債務負担行為』について、ご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）**　質疑なしと認めます。

次に、第三表『地方債』について、ご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）**　質疑なしと認めます。

次に、第四条『一時借入金』について、ご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）**　質疑なしと認めます。

次に、第五条『歳出予算の流用』について、ご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）**　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。
（「反対討論なし」と呼ぶ者あり）
**議長（近藤一輝）**　反対討論なしと認めます。
次に、本案に賛成者の発言を許します。
**十一番（黒崎政美）**　私は、本案に対して賛成の立場で討論いたします。　黒崎議員
本案と、今年度の当初予算を比較してみますと、五億七千四百万円の減少でありますが、今年度が骨格予算であったことを考慮しても、かなりの減少であります。
内容を見ますと、農林水産業費の減少が四億六千七百八十万八千円と多くなっております。
これは、漁港建設費の減少三億八千万円が主なものです。
次いで、教育費の四千百十八万七千円、公債費の三千百七十四万七千円の順になっております。
学校管理費の約二千万円の減が気になるところではあります。
今年度の予算編成に際して、旅費、各委員の報酬、補助金の見直しを行ない、また、需用費のうち、先ほど来、質問もあってましたが、一般消耗品費を総務課にまとめ、一括管理するなど、今までにない試みも始めています。
全国的には、かなりの町村が既に実施していると聞いております。
教育委員会と言えども、歳出権者は町長です。一括することで、単価、その他の利便性もあるかとは思います。
私はまずは評価したいと思います。
厳しい財政状況の中、町当局におかれましては、住民福祉、地域振興のため、十分な対応ができる行政に努めていただきたいと思います。
なお一層の財政運営努力をされることを期待いたしまして、賛成の討論を終わります。
**議長（近藤一輝）**　ほかに討論はありませんか。
（「討論なし」と呼ぶ者あり）
**議長（近藤一輝）**　討論なしと認めます。
これで討論を終わります。

これから、議案第二十三号、平成十六年度小値賀町一般会計予算を採決します。
この表決は、起立によって行います。
議案第二十三号、平成十六年度小値賀町一般会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
（賛成者起立）
**議長（近藤一輝）**　起立全員です。
したがって、議案第二十三号、平成十六年度小値賀町一般会計予算は、原案のとおり可決されました。
以上で、本日の日程はすべて終了しました。
本日は、これにて散会します。
明日は、午前九時三十分より開議します。

―午後　五時二十九分　散会―